

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和3年9月8日  
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、8番、金子議員、9番、桂川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
委員長の報告を求めます。  
6番、佐藤委員長。
- 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。  
去る9月6日午前10時から第5回議会運営委員会を開催し、令和3年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。  
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。  
委員会関係の案件は、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書、2常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。議会からの提出案件は、会期の決定であります。意見書案は、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」、「国道強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」が提出されており、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。  
次に、町長提出の議案等についてであります。  
認定第1号から認定第9号は令和2年度の各会計決算認定9件であります。  
審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定をいたしました。  
報告第13号 「令和2年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」及び報告第14号 「継続費精算報告書の報告について」は本会議で審議することに決定をいたしました。  
議案第61号から議案第65号は、補正予算5件の審議方法については、議長を除く12名をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議を行うことに決定をいたしました。

議案第66号から議案第72号の一般議案7件、議案第73号及び議案第74号の条例改正案2件のうち、73号については、本会議において審議し、74号については、議長を除く12名をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定をいたしました。

本定例会の一般質問は、6名であります。

会期は、9月8日から10日までの3日間と決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告とさせていただきます。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から10日までの3日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和3年6月23日開会の第2回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告とします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、認定第1号 「令和2年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号 「令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号 「令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号 「令和2年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

算の認定について」、認定第5号「令和2年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「令和2年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」、認定第9号「令和2年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和2年度各会計決算の報告に当たり、その執行状況について説明いたします。

当年度は、町政執行120周年を迎えるとともに、新たなまちづくりの指針となる「第6期厚岸町総合計画」や「第2期厚岸町未来創生総合戦略」がスタートするなど、厚岸町にとって大きな節目の年でありましたが、最重要施策として、人口減少対策と防災・減災対策のほか、新型コロナウイルス感染症から町民の生活を守るための施策を講じました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策では、町民が安心して生活するための環境整備として、町内事業者が行う事業所や店舗の感染防止のための改修等支援のほか、公共施設、災害避難所、小中学校などの設備等の整備を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、町内経済の維持を図るため、全町民へ「がんばろう厚岸応援券」の配付や、飲食業や製造業、農業、漁業など多種多様な事業者へ支援金の給付を行ったほか、新たな融資制度を創設し保証料補助や利子補給を行いました。

人口減少対策では、子どもを安心して育てられる環境を整備するため、新しい「しんりゅう保育所」開設のほか、「あっけし保育所」に移転改築を進めるとともに、経済的支援の充実を図るため、一般不妊治療費の助成制度を創設しました。

防災・減災対策では、町民の防災意識のさらなる向上を図るため、災害シミュレーション動画を作成したほか、今後予想される大規模災害に備え多言語に対応する避難誘導看板や湖南地区防災広場の整備を行いました。

これら重要課題のほか、ふるさと納税返礼品制度を活用した地場製品の普及拡大、町道の改良舗装・補修などの生活基盤の整備等の実施に対する予算執行が主な施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が106億2,575万1,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと、140億8,299万8,000円の総体規模でありました。これに、年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、一般会計における最終予算は、令和元年度繰越明許費3億7,231万7,000円を含め133億2,011万7,000円、各特別会計では、34億6,473万4,000円となり、総体においては167億8,485万1,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で131億3,717万3,631円、収入率で98.6%、歳出では126億4,993万5,378円、95.0%の執行率となり、歳入歳出差し引きで4億8,723万8,253円の残額となりました。このうち、繰越明許費として481万8,000円を令和3年度に繰り越し、財政調整基金に2億5,000万円を積み立て、実質2億3,242万253円が翌年度繰り越し財源となったところでもあります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から1億1,243万9,484円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで4,636万8,049円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるほか、国民健康保険財政調整基金に積み立てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった536万3,508円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億4,714万8,245円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、一般会計から1億7,547万8,752円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで3,756万1,788円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金に充てるほか、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,651万6,725円を繰り入れ、現年度保険料の4月と5月の収入分87万6,000円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで384万5,658円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が令和2年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課等より、詳細な説明をいたしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、認定8号 令和2年度厚岸町水道事業会計決算の内容について、お配りしている提案説明書のとおりでございます。

ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、認定第9号 令和2年度厚岸町病院事業会計決算について、お配りしております提案説明書のとおりでございますので、よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。  
代表監査委員。

●代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま上程されました令和2年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計、病院事業会計の決算認定につきまして、その決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、令和2年度一般会計並びに各六つの特別会計全体の決算額でございます。この分厚い決算書で申し上げますならば1ページから4ページ、意見書でございましたら2ページに関する記述でございます。1,000円単位で申し上げますが、総額では歳入が166億2,580万3,000円、歳出では160億4,991万3,000円となりまして、歳入歳出差し引き5億7,588万9,000円歳入増という全体の決算状況と相なっております。

一般会計はじめ、各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容でございます。細部につきましては、皆様方のお手元に配付をさせていただいております決算審査意見書、こちらのほうもご覧をいただきたいと存じますが、地方自治法の規定により、町長から審査に付された令和2年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された係数につきましては適正であり、何ら誤りがないものと判断したところでございます。

次に、これら決算審査の中で、今後とりわけご留意をいただきたい個別事項について何点か申し述べさせていただきます。

まず、歳入関係についてであります。町の自主財源の根幹である町税でございます。本年度におきましても全体収納率が95.13%と、昨年度を上回りましたほか、国民健康保険税の全体収納率も85.43%と、過去最高であった昨年度並みに最近の順調な基調を維持して決算されておりました。引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

また、税外収入の中では、ふるさと納税寄附金であるとか、あるいは過疎対策債特別分などの有効財源も合わせまして、さまざまな町民サービスを拡充・向上させておりますが、収入科目によりましては、収入未済額が著しく増加しているものもございまして、早期減額解消に向けてのなお一層の努力を期待したいということでございます。

次に、歳出関係になりますが、本年度は全体的に不用額が増加をしておりますものの、ずさんな予算管理であるとか支払事務事例は確認されませず、予算管理執行事務全体としては、おおむね良好であったものと判断するところであります。今後とも、行政全体として適切な予算管理と適正な執行の指導を徹底をいただきたい。

最後に、令和2年度決算全体といたしましてでございますが、前年度前半から惹起をいたしました新型コロナウイルス感染拡大の影響を全面的に受けまして、未曾有の行財政運営を余儀なくされながらも、国や道としっかりと連携しながら、さまざまな対応策をタイムリーに実施する一方で、年度当初に計画した各種事務事業も確実に執行し、相応の行政成果を達成するとともに、相応の実質収支と各基金残高を確保したことに対しまして、その行財政運営を評価をさせていただきますとともに、今後におきましても健全財政を堅持しつつ、これら基金等の積極的な活用により、厚岸町行政がもたらす多様

な恩恵を広く町民が享受をし、町民生活満足度もさらに一層高められますよう、各種施策の展開のご期待を申し上げまして、一般会計及び各特別会計の決算意見報告とさせていただきます。

続きまして、令和2年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

はじめに、水道事業会計から申し上げますが、3条予算の収益的収入及び支出、消費税抜きでございます。収入では2億7,330万9,650円、支出では2億6,412万7,306円となりまして、単年度収支差っ引き918万2,344円が当該年度の純利益ということでございます。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、こちらは税込みでございますが、収入の5,194万3,300円に対し、支出では1億8,210万9,258円となりまして、差っ引き1億3,016万5,958円の不足額につきましては、当該年度分の損益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額並びに減債積立金と建設改良積立金をもって補填処理をしているところでございます。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

3条予算の収益的収入及び支出、消費税抜きでございますが、収入では12億369万8,901円に対し、支出では12億1,130万3,970円となりまして、単年度収支差っ引き760万5,069円、こちらのほうは赤字決算ということに相なっております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、税込みでございますが、収入の1億9,205万884円に対し、支出も収入と同額につき、収支差っ引きゼロということでございます。

以上、令和2年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和2年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に係る各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また表示された係数についても適正であり、何ら誤りがないものと認められたところでございます。

なお、水道事業にとっても、あるいは病院事業にとっても、令和2年度は年度全般にわたりまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を全面的に受け、未曾有に非常に厳しい環境条件の中での事業経営を余儀なくされたところでございます。

水道会計にあっては、町の主要産業活動、とりわけ水産業の動向を反映して、業務用の収益が大幅に落ち込み、全体的収益を圧縮することとなりましたが、それにも関わらず、5月と6月の2か月分の業務用水道料金を免除をしたということは、後日国から財源補填されたとはいえ、地元産業にとりまして、非常に有効な政策措置であり、評価に値するものと考えますが、もう一方のほうでは、これらの苦戦を強いられながらも、外出自粛などの、いわゆる巣籠もり需要によりまして、家事用収益が増加をし、もろもろの経費削減努力もありまして、結果的には900万円ほどの黒字決算となったところでございます。

なお、次年度以降もコロナ状況を踏まえつつ、厚岸町全体の人口減少動向であるとか、あるいは主要産業動向次第では、家事用・業務用の給水収益の減額によって、今後の当企業経営上の独立採算制を脅かし兼ねない状況も十分に想定されることから、監査委員としてもこれらの当面の推移をしっかりと注視していく必要があるものと考えてお

ります。

次に病院事業会計につきましては、先に述べましたとおり、当該年度全般にわたって新型コロナウイルスの感染拡大などの影響を全面的に受けまして、とりわけ外来患者数が大幅に減少をし、外来収益が前年度に比べましても15%ほど、金額にして5,000万円超も落ち込んだ中で、経費節減の企業努力と一般会計からの繰り入れ、さらには特別減収対策企業債の発行などで、昨年度、我々監査委員から指摘していた不良債務は何とか解消されたものの、全般的には賢明なやりくりにも関わらず、先にも述べましたが760万円ほどの赤字決算を余儀なくされたところでございます。

当事業会計にありましては、新型コロナウイルスの影響のみならず、現在確実に進行している厚岸町全体の人口減少問題の反映によって、今後の当病院会計の独立採算制が著しく損なわれていくことが容易に想定されるところでありますし、また大いに危惧されるところでもございます。

よって、監査委員といたしましても、当面は当病院患者数及び医業収益の推移に最大限の注意を傾注していく必要があると斯様に考えてございます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告を終わらせていただきます。

●議長（堀議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時35分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第7、報告第13号 令和2年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第13号 令和2年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

令和2年度厚岸町一般会計等における（1）健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので、比率なしであります。

②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。

③実質公債費比率、11.9%。

④将来負担比率、79.6%であります。

当町に適用される早期健全化基準は、右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、令和2年度厚岸町公営企業会計における（2）資金不足比率であります。

いずれの会計も資金不足はございませんので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は、右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第13号説明資料により、ご説明させていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、実質赤字比率であります。

この比率は、一般会計の実質赤字額について、標準財政規模に対する割合で示す比率であります。

表の上段右側、太枠で囲っているところですが、比率は、マイナス（▲）8.97%。この表記につきましては、実質収支が黒字のため、マイナス（▲）で表記され、公表する場合は、黒字でありますので、「比率なし」となります。

次に、連結実質赤字比率であります。

一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。

表の右下、下段のとおり、マイナス（▲）14.43%。

この表記につきましても、収支が赤字ではなく、黒字のときは、マイナス（▲）で表記され、公表する場合は、黒字でありますので、「比率なし」となります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをご覧ください。

実質公債費比率であります。

この比率は、その年度の歳出の中で、借金の返済に充てた額が、どの程度であったのかをみる指標であります。

一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち一

一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3か年の平均値で表記いたします。

資料には各項目ごとの金額を記載し、右、下段に計算式を記載しております。

表の右、中央の記載のとおり、本年度の比率は11.9%で、前年度との比較では0.3ポイントの減少であります。

3ページをご覧ください。

将来負担比率であります。

この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。

資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。

表の右、下段に記載のとおり、本年度の比率は79.6%で、前年度との比率では7.8ポイントの増加であります。

4ページをお開きください。

資金不足比率であります。

この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。

この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり、4会計となっております。

水道事業会計、マイナス(▲)88.6%。

このマイナス表記は、資金不足額はなく、資金剰余額、黒字の割合であります。

次に、病院事業会計は、ゼロ%、資金不足額はありません。

次に、簡易水道事業及び下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。

四つの会計とも、資金不足額がないことから、公表する場合は、比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第13号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員）　ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田代表監査委員）　ただいま議題となりました、報告第13号令和2年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査いたしました結果につきましては、皆様方のお手元に配付をさせていただいております別紙意見書のとおりでございますが、国から健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これら4項目とも、早期健全化基準以下ということに相なっており、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計におけます資金不足比率につきましても、基準内にあって問題なく、現段階における数値上ではいずれも健全な範囲内の財政運営が維持されていると言えようかと判断するものでございます。

よって、当年度の厚岸町におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類はいずれも適正であり、誤りがないものと認められましたことを申し上げまして、監査報告とさせていただきます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、健全化判断比率の数字でございます。①の実質赤字比率が対前年比0.85%、②の連結実質赤字比率は対前年比1.79%、そして③の実質公債費比率、対前年比0.3%、各々改善しております。まず、この要因について説明をしてください。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 答えいたします。

まず、順番に追って説明させていただきます。まず、実質赤字比率であります、こちらの0.8ポイント増加になった要因であります、大きな要因といたしましては、歳入歳出、この決算額差し引き、それと翌年度に繰越額、これらを差し引きますと、実質収支、これが4億8,242万1,000円となっております。これが令和元年度と比較いたしますと、これ実質収支額のそれぞれの比較であります、昨年よりは6,622万円多かったということで、これを標準財政規模で割った比率で、この0.85ポイントが増加したということでございます。

それと、連結実質赤字比率でございます、これも同じく歳入歳出差し引いて翌年度に繰り越しする額を差し引いた中での実質収支の比較の額でございます。これが、大きな要因でいきますと二つありまして、国保会計における実質収支、これが対令和元年度と比較いたしますとプラス2,857万2,000円、それと介護保険会計、こちらのほうで比較いたしますと3,756万1,000円、こちらのほうが令和元年度と比較しますと多かったということで1.79ポイントの増加ということでございます。

それと3点目の実質公債費比率であります。こちらのほうでございますが、資料のほうの1ページ目をお開きお願いしたいと思います。こちらのほうで1番大きなところの要因でございますが、まず⑤書かれている令和2年度の数字7,763万4,000円、これは一部事務組合等に起こした起債ということで、消防庁舎が建設されて、その元金の償還が令和2年度から始まっています。それでいきますと、この令和元年度と比較いたしますと5,657万2,000円、これが大きな増額した要因であります。それでありまして、⑬番目に書いています、普通交付税、これが令和元年度より令和2年度、1億5,828万4,000円、これが増加になったということで、こちらのほうの比率が令和元年度と比較いたしますと0.3ポイント減少したということでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 実質公債費比率なのですけれども、今の説明ですと償還が始まったのだけれども、交付税がある程度、例年より令和2年は多かった、だから分母が大きくなった分、下がったと、こういう理解をさせていただきました。それでよろしいですね。

次に、この表でいく④、将来負担比率、これは先ほども説明ありました。対前年比7.8ポイント悪化しております。この要因なのですけれども、先ほども説明ありました。いろいろな建設関係、防災避難階段、それから消防団の第一分団の建設、あつけし保育所の建設、これらのものが償還にある程度大きくなって負担になってきているのかなと理解をしております。負担比率が多くなったからどうのこうのと言う気はないのです。それだけ国から有利な起債を借りて、前倒しで事業をされてきた、集中してきたと思うのですよね。ですから、将来、負担比率は脹れ上がった。そここのところについては、よく理解するのです。ですけれども、やはり厚岸町の将来を考えると、人口減少でも今あります。そういうときに、闇雲に将来負担比率が大きくなっては困るわけですね。将来の町民に負担を残すわけですから、この辺についての考え方、次年度以降、どう健全化に向かって対応されるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、将来負担比率、今回この7.8ポイント増加した原因というのは、大きな要因でいきますと保育所建設、それと消防含めてになります。防災・減災対策になります。そういった中では、町民が安全・安心した生活を送る上では重要な事業でありましたし、そういった中では有効な財源を活用しながらこの事業を進めてきたということでございます。それと、やはり、まだまだ必要とされる事業、これはハード、ソフト含めまして、まだまだあります。ありますが、議員おっしゃるとおり、だからといって比率が上昇することはいいというわけではございません。そういった中では、町としてできること、まずは、これ現在も私たちがやっておりますが、やはり自主財源の確保、それと経費の縮減、それと基金残高の確保、あとは投資的事業などの計画的な執行、これは緊急度、必要性を十分検討しながら進める、特に有効な財源を活用することです。そういった中では、事業も進めながら比率も抑えなければならない、大変難しいことではございますが、やはり町民のサービス維持・向上を図る上では、それも見ながら健全財政に担当課としても努力をしながら進めていきたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 （2）の資金不足比率についてお尋ねをさせていただきます。先ほど、監査委員のほうから、この部分についての適正であるという説明がありました。その前の一般会計監査報告の意見の中では、病院事業について若干のご提言がありました。私も聞き入っておったのですけれども、この中で病院事業会計なのです。資金不足比率の病院事業会計は、ここでは何も記載がございません。全く良好であるという判断に至るのか

もしもありませんけれども、私が感じるには令和2年度は何も記載がない、数字上は表れておりませんが、令和2年度一般会計から総体で6億483万3,000円の繰り入れを行っております。さらに、国からコロナ対策の起債、10年で償還、9,510万円だと思えます。これだけの借り入れをしております。令和2年度の基金状況、それから病院の運営状況、もう少し詳しく説明をしていただきたい。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 病院の会計でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

諸々、議員おっしゃいました病院事業会計の状況というものは、議員ご指摘のとおり数字の状況となっております。ただ、この状況の中で、この資金不足比率のことで申し上げますけれども、この比率は健全化法に基づいた算定方式でやるものです。実際の我々が適用を受ける地方公営企業法の考え方として若干違うところがございまして、議員がおっしゃったことについては地方公営企業法の算定する上での経営上収支比率というもののなのですけれども、その考え方が議員がご指摘いただいた部分の回答になります。そのもので申し上げますと、監査委員のほうから提出されております資料のほうの病院事業会計の1番最後のページに経営指標が計上されております。その経常収支比率が99.4%となっておりますので、0.6%の、要は100でございませぬので赤字というような表現になってございます。なので、この比率だけで申し上げますと、その考え方、数字の算定の方式がちょっと違うものですから、適切な、答弁ちょっとまだできない部分がございますけれども、そういった流れがありますので違うということをご理解の上で、ただ議員がご指摘いただいた一般会計からの繰り入れがあつて、それと特別減収対策企業債を発行することによって資金不足はないけれども、経営上の赤字はあるよということなので、その部分が計上の赤字の部分が、この算定方式の、この比率の中には表れてきませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思えますけれども、内容については議員ご指摘のとおり、経営状況が非常に厳しいということもございまして、これは後年度でもって償還ですとか、その辺が経常収支のほうに跳ね返ってきますので、その段階でもってまた数字で表れてくるのかなと思っております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第8、報告第14号 継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第14号 継続費精算報告書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

令和元年度厚岸町一般会計予算において設定いたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和2年度に収容した継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告させていただくものであります。

13ページをお開き願います。

令和2年度厚岸町継続費精算報告書一般会計であります。（仮称）湖北地区保育所建設事業につきまして、令和元年度分実績額は表の中央でございますが、7億8,370万5,775円で、令和2年度分は3億3,171万9,400円、合計で11億1,542万5,175円で、全体計画と比較し、2万7,825円少ない精算額となりました。

財源につきましては、一般財源が2億7,825円の減であります。

以上をもちまして、報告第14号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

- 議長（堀議員） 日程第9、議案第61号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算、議案第62号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第63号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第64号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第65号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第61号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）から議案第65号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本5件の審査方法についてお諮りいたします。

本5件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計

補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本5件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決しました。

本会議を休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時08分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内です。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 第3回定例会に当たり、4項目について一般質問いたします。

はじめに、令和4年3月末で廃止予定の上尾幌駐在所について伺います。

駐在所廃止の要因についてお尋ねいたします。

住民、自治会の意見や反応はどうなっているのかお尋ねいたします。

急な廃止ではなく、ソフトランディングで5年後の廃止とはなりませんか。

廃止となった場合、町として地域住民にできることはどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

2点目、治山事業についてです。

奔渡4丁目、御供山崖の土砂崩れです。現在、ブルーシートで応急対応されていますが、危険で大災害となりかねません。早期に治山工事をするべきと考えます。現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

3点目、職員の再任用について質問いたします。

現職員のうち、地方公務員法や会計年度任用職員制度に基づき、嘱託職員から正職員となられた人数と、現在、再任用制度はどのようになっているのかお尋ねいたします。

さらには、嘱託職員から正職員となった方々で、再任用されない職員がおります。不合理であり是正すべきと考えますがいかがでしょうか。

4点目、中小一貫教育について質問いたします。

厚岸町は、小中一貫教育をどのように考えているのかお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の上尾幌駐在所についてのうち、（1）、アの「駐在所廃止要因は」についてであります。上尾幌駐在所の業務は、平成11年に制定した事務取扱内規では、「町税その他税外収入の収納」、「納税管理人及び課税関係の届出の受理、申達」、「学齢児童届出及び定例ある諸届出の受理、申達」と規定しております。

しかし、事務の一つであった生活保護費の現金支給が平成28年10月から口座振替になったことをはじめ、内規に規定している各種届出の受理や申請、諸届出の受理や申請といった取扱事務が時代の変遷の中でなくなり、現在は、町税や税外の収納事務が主になっております。

また、その収納事務も、地区の人口減少や平成26年度からの町税等の郵便局納付の開始によって、取扱件数、金額が減少し、10年前と比較して、件数が約2割に、金額が約7割になっております。

加えて、駐在所で収納した現金を所員が上尾幌郵便局に納めるといった二重の取扱いも行われていました。

このような現状から、町としては、上尾幌地区住民の利便性を高めるため、上尾幌郵便局に、これらの収納事務を集約するとともに、あわせて、法律に基づき、戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書、課税・非課税証明書の交付請求の受付と引き渡しの事務を取り扱わせようとするものでありますので、ご理解を願います。

次に、イの「住民、自治会の意見や反応は」についてであります。5月と7月に開催した説明会では、駐在所廃止に対する反対意見はなかったものの、廃止によって、所員がいなくなった後の上尾幌地区コミュニティセンターの日常の管理に関することや、「地域と行政の距離が遠くなる」、「地域住民の意見を聞く機会を設けてほしい」といった意見がありました。

次に、ウの「急な廃止ではなく、ソフトランディングで5年度の廃止とはなりませんか」についてであります。前段のアでお答えしたとおり、上尾幌郵便局に特定事務を取り扱わせることによって、地区住民の利便性を高め、さらには経費の削減を図ることができるため、予定どおり本年度をもって廃止したいと考えております。

次に、エの「廃止となった場合、町として地域住民にできることは」についてであります。前段のアでお答えしたとおり、上尾幌郵便局に収納事務を集約し、特定事務を取り扱わせることによって、地区住民の利便性を向上させることであります。

続いて、2点目の治山事業について、「奔渡4丁目、御供山崖の土砂崩れについて、応急対応されているが、危険で大災害となりかねない。早期に治山工事をすべきと考えるが、現状と今後の見通しは」についてであります。ご質問の箇所は、平成30年7月に土砂崩れが発生したため、所管する釧路総合振興局森林室が速やかに倒木処理を行

い、崩壊斜面へのブルーシートを張る応急措置を施したものであります。

現在は、ご指摘のとおり、ブルーシートが破れた状態になっておりますが、森林室によると、地表は安定していて、周辺の土砂が直ちに崩落する危険性は極めて少ないとのことであります。

また、当該箇所への復旧工事は、昨年度、森林室において、工事の実施計画策定のための概略調査を行い、復旧対策の範囲や工法等の基本調査が完了し、来年度、工事を行う予定になっているとのことであります。

町としては、まず、ブルーシートの張り替えと、来年度のできる限り早い時期での工事施工を要望してまいります。

続いて、3点目の職員の再任用についてのうち、(1)の「嘱託職員から正職員となった人数は」についてであります。令和2年4月1日施行の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により改正された地方公務員制度は、嘱託職員を含む一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、臨時職員について任用の厳格化がなされたもので、当町においても、これに準じた職員制度改正を行うとともに、制度改正の緩和措置を兼ねて、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期を定めて職員を任用する「任期付職員制度」を整備したところであります。

ご質問にあります、町が独自に行ってきた嘱託職員制度については、令和元年11月21日の議員協議会で、担当する総務課から説明しておりますが、嘱託職員が行ってきた業務については、基本的には正職員が行う業務として整理をし、業務の執行に必要な職員の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、職員の採用については、地方公務員法の規定により、その募集については「公募」とし、採用に当たっては「競争試験または選考」を行わなければならないとされております。

このため、当時、嘱託職員であった方には、制度改正に当たっての町の考え方と、対象となる職員の選択肢について、個別に説明を行い、職員本人の意向を確認した上で、職種ごとに採用条件を定め、「公募」を行い、一般事務を行う正職員については、これまでどおり「試験及び選考」を、専門職の正職員または任期付職員については「選考」を行い、職員の採用をしたところであります。

その結果、嘱託職員であった26人については、正職員の応募者数及び採用者数については、ともに19人、任期付職員の応募者数及び採用者数については、ともに7人でありました。

次に、(2)の「現在の再任用職員の任用制度は」についてであります。再任用制度については、正職員が定年退職等をした後、年金が支給されるまでの期間、希望により、最長で65歳まで職員を再任用するもので、一部の専門職を除き、短時間勤務を基本としております。

なお、「厚岸町一般職の任期付職員の採用に関する条例」の規定により、任用した任期付職員にあっては、任用時にその任期が定められており、その任期が終了したときは、定年退職とはならないので再任用の対象とはなりません。

次に、(3)の「嘱託職員から正職員となった方で、再任用されない職員がいますが、不合理であり是正すべきと考えるが」についてであります。正職員で定年退職後

に再任用を希望した場合は、「厚岸町職員の再任用に関する規則」の規定により、退職日前2年以内に免職・定職等の処分を受けた場合や、病気などにより休職した場合など再任用の選考対象から除外となる場合以外は、再任用されない職員はおりませんので、ご質問に該当する職員は現在はありません。

4点目の「小中一貫教育について」は、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、4「小中一貫教育について」お答えします。

（1）、「厚岸町は、小中一貫教育をどのように考えていますか」についてであります。小中一貫教育は、平成28年4月1日に改正学校教育法が施行されたことを機に、義務教育9年間を連続した教育課程として位置づけることにより、学校教育が抱える様々な課題の解決や教育の質の向上を目指して導入されました。釧路管内では、現在、義務教育学校3校を含む、七つの学校で導入しております。

小中一貫教育につきましては、先進校における成果と課題を本町の実情に照らして精査するとともに、現在、国が検討している小学校高学年における教科担任制の導入や中学校までの35人学級の実現の状況を見極める必要があると考えております。その上で、本町児童生徒数の推移や施設の耐用年数、地域の声などを踏まえ、総合的な見地に基づいて判断すべきと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 上尾幌駐在所について再質問いたします。

自治会や住民の皆さんからは、本当に廃止の理解は得られたのでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

説明会として、2回開催させていただきましたけれども、その中では、先ほどもありました。今、あそこのコミュニティセンターの中に駐在所があるということで、コミュニティセンターの管理の関係の意見が多く出されました。あとは、駐在所の今の収納業務等が減少しているということではご理解をいただき、その駐在所を廃止することでは寂しくはなる等、あとは意見が今度町のほうへ届けられなくなる部分があるのではないかという意見がございましたけれども、その辺は今後町民課として自治会のほうと相談しながらどういう対応ができるか等を考えていきたいと思っております。ですので、こちらからこのように進めさせていただきますといった際には、特にそこでの意見等はございませんでした。ご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 6月3日開催の議員協議会において、この説明が私初めて聞いたのです。この廃止について。勉強不足だった、住民の声聞いてなかった自分も反省しているのですが、初めてこの説明を受けました。今日持ってきたのです。当日配付された議員協議会の資料なのです。令和4年度以降の厚岸町上尾幌駐在所について。1、上尾幌駐在所の現状。(1)職員1名(令和3年度末定年退職予定)なのです。2として、現職員の定年退職後の上尾幌駐在所について。見出しが1、2、3番目が利便性の向上について、こういう書類に基づいて説明を受けました。何か職員の退職を機に廃止をするのだと。職員が定年になるから上尾幌の駐在所が廃止になるのかなと。これだけ見ると理解されますよ。誤解を招くのではないのでしょうか。本来、駐在所の在り方というのは、住民のためにあるべきだと思うのです。職員が定年になるから、いなくなるから、定年になったら替わり出せばいい。後からしみじみ見たのですけれども、この説明では納得できませんよ。いかがですか。

●議長(堀議員) 町民課長。

●町民課長(布施課長) お答えさせていただきます。

廃止にの要因につきましては、先ほど町長の答弁からありましたとおり、取扱件数の減少、収納の集約、あとは郵便局に証明書の交付を委託するということでありまして、議員おっしゃられるとおり、職員の退職が要因ではございません。その資料の作成に当たりまして、私のほうとしましても今の現状としまして記載としたところではありますが、その要因が違った意味で解釈されるような記載をしたということですので、今後資料の作成につきましては、その記載する内容については今後は気をつけたいと思いますのでご理解願います。

●議長(堀議員) 5番、南谷議員。

●南谷議員 平成21年2月14日厚岸町立上尾幌小中学校の閉校式が住民や関係者の皆さんが一堂に会して挙行されました。私も出席をさせていただいたのですが、そのとき若狭町長の式辞を町長述べられておるのですけれども、私はその式辞を聞いて、本当に上尾幌の皆さんに申し訳ないな、学校が閉校になるということは寂しい限りでありました。残念だな。あれから12年です。今度は駐在所の廃止。何ともやるせなく、わびしい限りであります。上尾幌の住民の多くは、日中は若い人が働きに出掛け、高齢者のひとり住まいの方が大半であります。利便性は郵便局で行うこととなっておりますが、議員協議会での説明では検討していくということでした。ただいまの答弁では、完全に郵便局に業務委託をすると、こういうことで伺ったのですが、それは間違いないのでしょうか。いかがでしょうか。

●議長(堀議員) 町民課長。

- 町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

郵便局への委託の関係でございますが、説明の際にはそういう方向で進めると説明させていただきます、現在その準備を進めております。郵便局に委託するという部分でありまして、証明書の交付の事務を委託することで今考えております。そちらにつきましては、法律の中で委託できる業務と決められておりますので、その業務を今委託する形で進めております。業務内容としましては、先ほど町長の答弁からもありましたとおり、戸籍関係、戸籍謄本・抄本と戸籍記載事項証明書と、あとは住民票の写しの交付、あとは戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明交付、あとは税の関係で納税証明、課税証明等です。そちらを来年度から委託できるように進めております。こちらは、今度委託することによりまして、上尾幌の住民が役場まで来ないで、上尾幌で取得できるというようなこととなりますので、住民の方にとっては利便性が高まるものと考えております。

以上です。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 そうすると、非常に僕も廃止になることによって利便性が向上するっていうところには、僕も何となく違和感あるのです。じゃあ、今まで何だったんだと。住民にとって支所というものはどうだったのだろう。廃止することで、今後利便性が向上しますよというのには、何となく違和感あるのです、正直なところ。やむを得ず、廃止の方向にいった場合、住民へのアクセスです、町としての。町の施設は、残るのはきのこの菌床センターだけとなります。上尾幌の住民の皆さんが気軽にきのこ菌床センターに出向いて、町のことや、いろいろな分からないこと、高齢者の方もいるし。皆さんにとっては当たり前のことでも分からないこと、町のことに関して気軽に職員のところに行って聞けるような、相談員乗っていただけるような、できない業務の間でも唯一の菌床センターに働いている職員の方、町としての職員の方ですから、業務に支障がない限り、親切にアドバイスをしてやれるような体制というのは取れないのでしょうか。いかがでしょうか。

- 議長（堀議員） 副町長。

- 副町長（會田副町長） 議員から再三言われております地区住民の方々にとりましては、この長年続いてきた駐在所がなくなるということについては、大変寂しい気持ちは重々承知しております。ただ、今まで、この上尾幌駐在所、今の方が2代目になるかと思えます。もともとの駐在所の所員につきましては、上尾幌に住まわれていた方でした。実際、今の方も上尾幌に長い間居住をされておりますけれども、この上尾幌駐在所の表に出ない業務、町長の答弁であった内規に定まっているほかの、当然相談業務というものもあったのかなと思えますが、ただ、現状その所員を通じて様々な各課に対する相談があるかといえば、実際には、現状ではないということなのでございます。様々な駐在所が住民にとっての利便性というものは十分あったのだろうと思えます。改めて、これは数年前からこの郵便局へのこれらの特定事務の取扱いというものは検討をさせて

いただけてまいりました。議員協議会の中では、順番は若干のこちらの考えるものとは相違があったのかは分かりませんが、いつそれではこの特定事務を上尾幌郵便局に取り扱っていただくかという中で、今、おられる所員の方の任期、そもそも嘱託職員であれば定年退職という形になったのでございますけれども、途中で職員制度が改正をされたということで、この嘱託職員であった職員を、今回、その任期付き職員という形で採用をし直したと。その場合に、その任期というものを3年と定めて、60歳に合わせた中で行ったというものであります。

この任期が来るに当たって、厚岸町としては上尾幌の皆さんの利便性をさらに高めたいということで、わざわざ1時間をかけなくても、これら必要な証明書の発行、これを上尾幌郵便局に委ねようと考えたものであります。

きのご菌床センターで、この業務を、そういう相談業務などはできないのかということでございますけれども、何にしても、そのきのご菌床センターの職員についても、やはりきのごを菌床する、これを主に行って、毎日が忙しい日々を過ごしております。それらの相談業務については、今、町政懇談会という制度が今でも実はございます。これは地域からの要望があれば、いつでも調整の上、こういった懇談会を行うことができます。また、今、町民課では、町としては、地域担当職員制度というものも設けております。この地域担当職員をお呼びいただいて、そういった相談を各担当課のほうにつなげるということも可能だと考えますのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 上尾幌きのごセンターに相談窓口をつくれと、こう言ってるのではないのです。職員の業務に支障のない状況の中で、高齢の住民が町のことについて分からないことがあって訪ねたら親切にアドバイスしてやれやと、こういうことを言ってるのです。唯一職員ですから。職員として分かる範囲でアドバイスをしてもらえないのかと。せめてそれくらいはできないのかと、こう聞いているのです。業務を中止して新たな窓口をつくれと言ってるのではないのです。唯一いる町の職員なのだから、我々よりも職員のレベルで知識あるはずですから、住民の皆さん、車のない人もいるだろう、地域の相談にもなかなか行きにくい。小さなことかもしれないけれども、気軽に当面はセンターで、仕事の合間でアドバイスできるような体制できないですか、こういうことを言ってるのです。つくれとか、どうのこうのということではない、誤解のないように。僕の質問の仕方が悪いかもしれないですけども、せめてそれくらいの町の職員として対応してやるべきではないのかなと斯様に思うのですがいかがでしょうか。

次にいきます。治山工事です。お盆期間中、西日本で線状降水帯の長期停滞による大雨、各地で土砂崩れを起こし、災害が多発しております。皆さんもお盆期間中ですから、よく見ていたと思うのですが、毎日大雨でした。今日の異常気象、みんな言うのです。大丈夫だって。でも、ないことが起きるのですよね。ですから、1日も早く、来年ということなのでしょうけれども、ぜひ道の事業でございまして、道のほうに1日も早くしっかりと復旧工事されるよう強く強く要望していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 先に前段の部分で、私のほうからお答えをさせていただきます。大変、申し訳ありません。ちょっと取り違った取り方をしていました。申し訳ありません。

きのご菌床センターに今いる職員につきましては、どちらかという中堅以上の職員であります。もし、そういった相談があれば、またそこで全て答えが出るということにはなりませんけれども、取り次ぎとして所管する課、係等へのつなぎというものは十分できるだろうと考えますので、そのことについては上尾幌の住民の方にも説明をし、また、今いるきのご菌床センターの職員のほうにも、業務ではないかもしれないけれども、地域のためにそういう形を取ってくれということはお願いできると思いますので、そういう形に、検討もしなければなりません、していくよう考えてまいります。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 治山工事の関係のほう、お答えさせていただきます。

町としましても、土砂災害等からの町民の生命、また財産を守ることが何よりも重要なことと考えてございます。日頃から北海道や関係機関などと連携しながら、また大雨の際には町内の巡回や森林室などと情報を共有して、防災対策に努めてまいりたいと考えておりますし、当該箇所につきましても、今後も強く要望していきたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 職員の再任用について再質問いたします。

現状、再任用職員の任用は最長5年と定めております。5年ですから、最長で65歳まで。65歳まで今、再任用の職員なのですけれども、65歳から基礎年金、それから高齢基礎、厚生年金、それから退職共済の上乗せ部分、この三つで大体100%の年金が65歳から支給をされます。これ、間違いのないと思うのです。ですけれども、段階的にそれぞれ職員の年齢によって異なるのですけれども、現状は、一方では再任用については65歳、5年間で縛っているのですけれども、一部年金が支給開始と同時に、例えばある人においては63歳で再任用は打ち切られている、こういう実態にあります。これについて、各自治体同じなのだと、こう言っています。でも年金が満度に出るまで働く、意欲を持って一生懸命働く方々には豊富な知識と職員としての培ってきた経験があるわけですから、これを活用して、ぜひ年金が満度に支給される65歳までの再任用とするべきではないかと考えるのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） お答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、今現在、国民年金の老齢基礎年金部分については65歳からの支給、それから老齢厚生年金の報酬比例部分については生まれた年によって、今は65歳まで引き上げてる途中でございますので、報酬比例部分、それから退職共済年金の経過的職域加算分については段階的に引き上げている途中でございます。議員おっしゃられるとおり、厚岸町の条例では65歳までという書き方をしておりますが、運用としては報酬比例部分、要は老齢厚生年金の報酬比例部分と退職共済年金の経過的職域加算額が支給された年度の任期が切れたときまでという採用の仕方しております。新規採用職員等も年次的に行っていかなければならない中で、厚岸町においても他の市町村と同様に、そういった運用をさせていただいているということでございますのでご理解を願いたいと存じます。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 2回目の質問でそういう答弁だから、何回やっても同じ答えなのだな。再々質問はいたしません。ですけれども、これはやはり一時的な処理で国の方向はいずれ65歳になるのでしょうかけれども、それではそこにはまったひずみの方々は報われませんよね。この辺については、やはり一考を要するのではないですか。

次にまいります。2点目でございます。嘱託職員から正職員となった方々です。長年、嘱託職員として働き、国の制度改正に伴って退職手当組合の制度と合致しないと私はそういうふうに見ているのです。退職制度が合致しない国の制度改正に伴って、これに合わせるべく本町は令和元年の4月の第4回定例会において条例を開始し、改正いたしました。任期付職員制度を採択し、対応してきております。ややこしい言い方したかもしれないのですけれども、選択できたわけです。嘱託職員の皆さんは試験を受けて、正規の職員になられる方と任期付職員になった方、それから時間的の職員と、いろいろいるのでしょうかけれども、先ほどの説明でもありました。非常に残念なのは条例で自分たちも採択したのですけれども、任期付き60歳までで切っているのですよね。でも、職員のほうは再任用制度を設けている。片一方はない。ゼロです。先ほど質問いたしました。片一方の職員は何年間でも3年でも2年でも年金出るまで働けるのです。試験を受けなかったから、制度が決まっているから60歳で任期付きで5年であんた終わりよ。同じ職員で同じ嘱託職員だったはずなのです。このギャップ、非常に私は非情だと思うのです。この辺については、制度も法律もと言うのですけれども、私は決まった時点で気づかなかったのです、このこと。条例のときに。再任用のことについて。ですから、あれから時間がたっているわけでございますから、何らかのいい方法というのはないのでしょうか。いかがでしょうか。

- 議長（堀議員） 総務課長。

- 総務課長（石塚課長） 令和2年4月1日からの職員の制度改革で、元年度まで嘱託職員でおられた26名の方、厚岸の場合おられましたが、その嘱託職員の処遇につきまして

は、法律の改正によりまして、正職員もしくは会計年度任用職員に分類されてしまうと。多くの市町村については、会計年度任用職員と、それまで言っていた要は臨時職員に該当しますが、その職員として改めて一旦退職をして採用していくのが現状でございます。ただ、厚岸町の嘱託職員につきましては、かなり給与面等で優遇された嘱託職員制度となっておりましたこともありまして、嘱託職員としては定年が60歳でございましたので、厚岸町としては、基本的には正職員の業務として職員を採用していきたいということで進んでおりました。

しかしながら、町長のご答弁にもありましたが、正職員として採用する以上は、選考、選考というのは面接です、それから試験、試験というのは筆記の試験になります。それを、特に一般事務職についてはそれを通常行っておりますので、その試験だけ行わないということには不公平が出ますので、その辺はほかと同様の公募を行い、試験を行わせていただいております。試験を受けなければならないという事情もありまして、嘱託職員に関しましては、一人一人、個別に丁寧に説明をさせていただきました。どういった形で職員として残りたいのか。それから試験となるのですが受ける希望があるか等々、希望を聞いたことと、それから議員言われました再任用の券についても、当時個別に任期付職員は順番もとに戻りますが、選考試験のみでございます。一般試験も受けたくないので任期付職員を受けるという職員もおりましてし、厚岸町が逆に要求する資格、専門職になりますけれども、資格を有していないので任期付職員で期間中に資格を取って正職員の公募に募集するという職員も数々おられます。

任期付職員については、町長の答弁にもありましたが、定年という概念はないので、法律上は再任用という形にはなりません。ただ、その目的の職種が、例えば期間を延長して行うとなった場合は、採用から計算して最長で5年まで更新することは可能な制度となっております。

現在、町として再任用の制度、それから任期付職員の制度については、これに、任期付職員です、すみません、任期付職員の制度については、これに該当して期間を延長するということは現在のところは職務の実態からしてもないものと考えてございます。

すみません。ちょっとややこしい答弁になりまして、申し訳ありません。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 小中一貫教育についてお尋ねをさせていただきます。

現状では児童数の推移、施設の耐用年数、地域の声、これらを踏まえて判断されると答弁がございました。当面、学校校舎の統廃合はないと判断をいたしましたがいかがですか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） お答えいたします。

5番議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 小中一貫教育は義務教育9年間を連続した教育課程と位置づけ、校舎を一つに合わせることだけではありません。小中一貫教育の目的の一つに小学校から中学校へスムーズな教育の移行があります。学校を校舎を統廃合しなくても他自治体が取り組んでいるスムーズな教育の移行、小学校の高学年から中学校へスムーズに教育の移行ができるように、本町はどのように取り組まれており、今後どのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

小中一貫教育は義務教育学校をつくるということが目的ではなく、形態としては複数の形があるのですが、校舎を一つにするとかということが目的ではありません。小学校、中学校は子どもの発達段階が違って、それに伴って教育活動が異なっているので、例えば授業時間ですとか学級担任制といったところで指導体制、指導方法に様々な違いがあって、それが学校の文化として積み重ねられてきています。小中一貫教育では、これまでの小学校、中学校の文化の違い、子どもにとっては段差、ギャップと感じられるのですが、それを円滑に進めていくということが大きなねらいとなっています。

本町の取組についてなのですが、円滑な接続のために、中学校区が三つあるのですが、それぞれの校区において6年生が中学校に行って授業を体験する、中学校の先生が小学校に行って授業を行うというようなことを行っています。これまでは2月くらいに体験入学ということで実施されていることが多かったのですが、円滑な接続ということ意識して、前倒して12月などから、そういった授業を体験するように工夫しています。

それから、避難訓練ですとか地域の清掃活動あるいは地区によっては運動会など合同に行う行事を実施しています。こういった小学生と中学生と一緒に活動する中で、中学生の姿を見て憧れを持ったり、中学生は小学生の姿を見て手本になろうというような意識を高めたりということ期待して行っています。

さらに、地域と学校が連携しているコミュニティスクールがありますが、この中でも学校間の連携について協議しております。

また、町内の先生方が参加する町立教育研究所があるのですが、その中でも小中連携教育について協議をしています。

今後もこういう連携をより充実させながら、学習指導要領に掲げられている生きる力と、それからともに尊重し合いながら、共同して生活する態度の育成、それからふるさとを愛する心情、こういったものを高めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後 0 時01分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、室崎委員の一般質問を行います。

3番、室崎委員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に従いまして質問申し上げます。

1番目は、厚岸町内における新型コロナウイルスについてであります。医療逼迫の可能性と対策について、どのような検討をしているか。

2番目として、ワクチンの効果と副反応の実態、それについての町民への説明はどうなっているか。

3番目として、子どもや妊婦の感染予防策はどうなっているか。

最後に、ワクチンに伴ってのワクチン差別あるいはワクチンを打たない者に対する行動制限あるいは同調圧力というものが各地で起きているような話も聞いておりますが、どのようなそれに対する対策を取っているか。

2問目、特殊詐欺等の消費者被害の防止についてであります。

町内における被害の状況とその対策です。

また、厚岸町消費者被害防止情報連絡会議の設置目的と働きについてお聞かせいただきたい。

3番目として、御供山津波避難階段についてであります。

令和3年6月8日付の総務産業常任委員会所管事務調査報告書により指摘を受けた点について、どのような対策を講じたかご説明をいただきたい。

以上、1回目の質問であります。どうぞよろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町内における新型コロナウイルスについてのうち、(1)の「医療逼迫の可能性と対策の検討」についてであります。釧路・根室圏域における病床利用率は、9月1日現在、202の確保病床数に対し27.2%で、釧路保健所によると、現時点で医療逼迫の状態には至っていないとのことであります。

しかし、近時においては、釧路・根室管内でも、東京都や札幌市などの感染拡大地域と往来した方や感染経路が不明な方から、家族や友人へ感染した結果、職場や学校などに感染が拡大しており、これ以上感染者が増加した場合、通常のけがや救命救急の医療が受けられなくなるなど、医療提供体制への影響が懸念されるとのことであります。

このため8月27日には、釧路総合振興局長と管内市町村長の連名で、感染拡大防止に

向けた「緊急メッセージ」が寄せられております。

また、対策としては、8月18日からフェーズ3に移行し、新型コロナウイルスの確保病床数をフェーズ2の100から202へ増床したほか、医療提供体制を確保するため、既に本年1月25日から、釧路市内のホテルを利用し、釧路・根室管内の高齢者や基礎疾患がある方を除く軽症患者を120名程度まで受入可能な「宿泊療養施設」の運営を開始しております。

なお、町内には、新型コロナウイルス感染症の「指定医療機関」はなく、現状における町内医療機関の役割として、町立厚岸病院では、感染の疑いがある患者の診察と必要に応じた行政検査、民間医療機関では、同じく感染の疑いがある患者の診察と行政検査への引き継ぎを行っております。

また、両医療機関によると、院内の感染予防や感染の疑いがある患者の対応などで、業務量が増えてはいるものの、現時点で医療提供体制に影響を及ぼす状態にはないとのことであります。

次に、(2)の「ワクチンの効果と副反応の実態、町民への説明」についてですが、新型コロナワクチンについて、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待されているとし、効果の持続期間や感染を予防する効果についても、時間の経過や接種者数の増加に伴い、研究が進んでいるとしております。

また、接種後でも感染する場合があります、免疫がつくまでに一、二週間程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではないとしております。

副反応については、接種日当日にアナフィラキシー、接種後数日以内に接種部位の痛みや疲労、頭痛、筋肉痛、発熱、吐き気などがあり、特に2回目の接種後に多く見られるようであります。

また、国の基準に従い、副反応を疑う症状のある方を診察した医師から国に対し、数例の副反応疑い報告が行われております。

また、接種された一部の方から、副反応に関する相談を受けておりますが、受診や経過観察等について助言するなど、個々の症状に応じた対応を行っております。

町民への説明については、個々に郵送する接種券にワクチンの効果や副反応に関する資料を同封しているほか、接種当日の予診時に、それらの内容を理解されていることを確認して、接種を受けていただくようにしております。

また、接種直後には、起こりうる副反応について、その資料をもとに、個々に説明を行っております。

次に、(3)の「子どもや妊婦の感染予防施策」についてですが、基本的な感染予防策としては、ホームページや広報あつけし、子育て支援アプリ等や各種保健事業での周知を継続して行っております。

また、ワクチン接種についても、12歳以上の子どもや妊婦の感染予防策の一つとして、ホームページや広報あつけしで、その周知を行っております。

子どもの集団活動の場である子育て支援センターや保育所、児童館では、利用する子どもの年齢や活動に応じた感染予防策を引き続き講じており、具体的には、検温や手指消毒、間隔の保持、換気の実践、職員の健康管理のほか、施設内の共有箇所や共有物品

のこまめな消毒、活動内容の工夫などを行っております。

また、感染予防策の一つとして、できる限り早く、これら施設に勤務する職員のワクチン接種を、キャンセルによる余剰ワクチンを使用して行うこととしました。

現在、接種を希望した職員全員の接種がほぼ終了しております。

妊婦の感染予防策としては、妊娠届出時や妊娠中期における保健指導や、妊婦とその家族を対象にした「プレママひろば」、子育て支援アプリによる情報提供のほか、オンラインによる妊婦対象の講座において行っております。

なお、妊婦とその家族へのワクチンの優先接種については、国からの通知の前に、既に当町では対象となる全ての町民に接種券を郵送し、接種が可能になっていたことから、あえてこれを行わないこととしております。

次に、(4)の「ワクチン差別、行動制限、同調圧力対策」についてであります。いわゆるワクチン差別等の対策としては、こうした行為は断じて許されるものではないという町の姿勢や設置した相談窓口に関する周知を、既にホームページや広報あつけし、接種券と同封した文書によって行っております。

今後も、引き続き周知啓発を行うとともに、相談があった場合は、適切に対応してまいります。

小中学校における子どもの感染予防策とワクチン差別等対策については、後ほど教育長から答弁があります。

続いて、2点目の特殊詐欺等消費者被害の防止についてのうち、(1)の「町内における被害の状況とその対策」についてであります。特殊詐欺は、電話やはがき等で親族や公共機関の職員等を名乗り、相手を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の講座に送金させるなどの犯罪のことであります。

被害の状況については、これまでに特殊詐欺等の消費者等被害を受けたとの町民からの通報は、町、厚岸警察署ともにありません。

また、特殊詐欺等の消費者被害防止の対策について、平成30年9月に町内の70歳以上の高齢者が住んでいる1,769世帯に迷惑電話対策グッズを配付したほか、防災行政無線やIP告知端末を活用した特殊詐欺に関する注意喚起、厚岸警察署と連携した電子マネー詐欺に関する注意喚起を行うなど、被害の未然防止に努めております。

今後は、詐欺や悪徳商法に関するリーフレットやカレンダーを町民に配付するほか、引き続き厚岸警察署と連携してコンビニエンスストアや金融機関に対して、詐欺被害の未然防止の取組を行ってまいります。

次に、(2)の「消費者被害防止情報連絡会議の設置目的と働き」についてであります。厚岸町消費者被害防止情報連絡会議は、平成16年6月に町内における関係機関・団体等が消費者被害に関して相互に連携することにより、消費者に対し消費生活に関する情報提供及び啓発運動を推進するとともに、適切な相談活動を通じて悪徳商法追放気運の醸成を図り、消費者被害の防止に資する目的で設置しております。

また、この会議の所掌事項は、一つ目として、この連絡会議を組織する関係機関・団体等から、悪徳商法等に関する情報を収集し、当該情報を関係機関等の委員へ提供すること、二つ目として、連絡会議を構成する関係機関等が行う消費者啓発活動の支援に関

すること、三つ目として、その他消費者被害防止に関することとしております。

会議開催の際には、関係機関等と最近の特殊詐欺の手口などについて情報を共有し、怪しい電話や訪問があった場合の連絡体制の確認を行っております。

このほか、防災行政無線・IP告知端末による注意喚起、リーフレット配付や消費生活講演会開催による啓発活動、消費生活相談窓口の開設を行うなど、詐欺や悪徳商法の被害に遭わない環境の醸成に努めております。

続いて、3点目の御供山津波避難階段について、「令和3年6月8日付の総務産業常任委員会所管事務調査報告書により指摘を受けた点について、どのような対策を講じたか」についてであります。報告書では、「現状、山肌が露出しており大雨時には土砂の流出により住民生活に支障を生じているとの報告もある。地域住民の不安を払拭することは当然、今後の施設周辺の適切な維持管理に努められたい」との指摘がありました。

まず、土砂の流出に関してですが、昨年度行った御供山津波避難階段設置工事完了後に、斜面からの土砂が個人の土地へ流出していると、土地所有者から連絡があり、年度当初に、土砂の撤去、側溝の掃除、既設擁壁上部への土のうの設置を行い、対策を講じたところであります。

また、その後の維持管理につきましては、降雨後をはじめ、定期的な点検を職員が行っており、現在のところ、新たな土砂流出は確認されておられません。

以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、1点目の「厚岸町内における新型コロナウイルス（COVID-19）について」のうち、小・中学校に関係する部分についてお答えいたします。

（3）の「子どもの感染予防施策」についてであります。小・中学校では、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び北海道教育委員会通知に基づいて教育活動を実施しています。

8月27日からの緊急事態宣言により、北海道において改正された警戒ステージを「ステージ4」に移行することに伴い、町内の全ての小・中学校において、マニュアルの行動基準を最上位の「レベル3」に引き上げ、徹底した感染予防対策に取り組んでおります。

具体的な対策としては、修学旅行や宿泊研修等の集団宿泊的行事は、実施は見合わせる。運動会・体育祭や学校祭等、感染リスクが高い行事を中止または延期、あるいは分散、縮小する。部活動については、中体連等が主催する全道、全国に直結する大会に出場する部活動に限定し、これ以外は休止する。その他、タブレットによるオンライン学習の実施や今後国から配付される抗原検査キット、さらにはパルスオキシメーターの活用など、幅広い対策を講じながら、家庭や関係機関と連携して、子どもたちの命と学びを守る取組を推進してまいります。

次に、（4）の「ワクチン差別、行動制限、同調圧力対策」についてであります。

小・中学校では、児童生徒に対し、新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって、差別やいじめが起こることのないよう、文部科学省より示された留意事項に基づいた指導を行っております。具体的にはワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいること、個人のワクチン接種の判断は尊重されるべきであることを指導しております。

また、北海道教育委員会が作成した新型コロナワクチンについてのリーフレットを配付・活用し、児童生徒や保護者のワクチンに対する理解の促進を図るなど、ワクチンの接種に伴う差別や偏見の未然防止に引き続き努めてまいりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 私の1問目の最初の話は、杞憂に終わることを祈ってます。ただ、最悪の事態に対しての検討というのをしておかなければならないだろうと、そのように思っているわけです。そもそもコロナの蔓延というのが予想外の話ですから、この後、何が起こるかはちょっと分からないですよ。そういう中で考えていくことが必要だと思うのです。

それで、今、この地域、保健所や町や振興局と市町村一緒になっていろいろな対策を立てていることは分かりました。ただ、いわゆるホテルを利用したり、入院ができないというような状況になってくると、軽傷者についてはホテルを利用してというような話もありますが、今、東京なんかの報道を見ていますと、それすら間に合わない。結局、軽傷者、中等症者、そのような人たちは自宅にいてくれと。自宅療養がどんどん増えているわけです。コロナの、特に今の何とか株なんていうのがどんどん流行ってくると、最も自宅療養に不向きな病気なのです。軽いと思っていたのが急変して重症化する。そういうこともある。それと非常に感染力が強い。それで、これはまた後でも話しますが、家庭内感染というのが非常に増えてきている。そういう状況です。そういう中で、万が一医療逼迫のような状態が起きて、自宅で療養をしてくださいと保健所が言わざるを得ないような状況になったときに、厚岸町としてどういうことができるのかということについては、今からやはり考えておかなければならないことだと思うのです。

それで、ある町では既にそういう対策を立てながら、自宅療養者を支援する体制はできていますよというチラシを配っています。これは本州の町ですが。そこでは自宅療養者支援室というものをつくって、相談窓口も一本化し、そういうような体調に不安があったり、自宅療養されている人が、あるいは買い物だとか、そういう日常生活で動きが取れなくなっている、困りごとがあった場合、そういうときには全部その支援室に連絡を取ると、そこを通じて支援の手が差し伸べられるというようなシステムをつくっているのですが、厚岸町でもそのような検討はきちんとしておく必要があるのではないかと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、当町におけますと、結果、まだその体制はできておりませんが、過去、以前に釧路保健所とも相談させていただいて、どのような体制になるのかというところを投げかけさせていただいておりますけれども、その当たりの具体的などころはいろいろな地域的な難しさですとか、家の状況とかということもございまして、明確には構築されておきませんが、そのような懸念もございまして、今後その辺を踏まえて考えていかなければならないと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 感染爆発が起きたときには猛烈なスピードでもって感染者が出ます。今のような話では間に合いませんよ。

それで、この自宅療養ということが現実化したときに、まず必要なのは、急変に対する対処の体制ですよね。そうすると、健康観察というものを切れ目なくやらなければなりません。あるいは医師の回診や電話相談というものが必要になるでしょう。これ、看護師等の電話相談も必要でしょう。そういうようなときに、町立病院はどう動くのか。それを含めて、打ち合わせしていますか。今の話だと何もやっていないと聞こえるのですが。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 自宅療養が必要になったときということで、議員おっしゃられるような日々の健康観察ですとか、家族の家庭内における隔離された生活ですとか、毎日電話などをして健康観察をするというところの検討材料はありますけれども、結果としてどう構築して体制を整えるという結論には至っていないという状況でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 現実に生徒が罹患して自宅療養になりましたね。そのときに学校の担任の健康観察で、後は動いていないでしょう。そのときに、医師や看護師、保健師でもいいのだけれども、そういう人も入って、子どもの健康観察、病状の急変というものがないかどうか、そういうことをやっていないではないですか。そして、今話していると、そういうのは大変大事な問題なのだから、これからこれから。いつまでたってもできませによ、そんなことでは。今後どうするのですか。いつまでにどうするのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） このたびの児童につきましては、家族の意向によって自宅療養を選択をしたということで、保健所のほうからの報告があったところでございます。議

員言われるとおり、そのような状況になったときということでの準備、町として行っていないと。話し合いまではしているけれども、そのような状況には至っていないということなのですが、これら全て含めて、今後保健所との意思疎通、それと保健所の考え方、これらも含めて調整をしなければならないということでもあります。ですから、いつまで、どのような状況でこれを準備するということは、今の時点としては言えないということもご理解いただきたいと存じます。

これまで、そういった危惧、感染爆発が起こる可能性というのは、これは厚岸町であろうと、どこの町でもあり得ることであると。この近辺でいうと羅臼町がそのような状況に一時陥る懸念があったと認識をしておりますけれども、厚岸町においてもそのような状況になる可能性というのは十分あると存じます。ただ、厚岸町だけで進められるものではないということもご理解をいただきたいと思ひますし、その辺の必要性、また保健所との調整、これらも含めて、厚岸町としてやらなければならないことについては行っていきたいと思ひますので、どうぞご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 保健所との調整が必要であるという話は分かります。ただ、今の話聞いてると、保健所が言うてくるまでは何もやらないと聞こえるのです。そうではなくて、厚岸町ではこういう体制つくりたいのだがどうだと投げかけしていますか。やはり、そのところは、せめて厚岸だけは万が一こういうのが出たときに支援ができるのだ、するのだと。できることはやりますということですよ。やっちはいけないということをやれと言っているわけではないです。それは、やはり考えていくべきだと思います。今、そうでなくても、周りでそういう現実には、特に東京あたりではもう、自宅療養というのは自宅に放置するだけだというようなことを言う人さえいるくらい悲惨な状況が出てきているわけです。そういう中でもって、少なくともこの地域は、そういうことにはならないように、僅かしかできなくてもできることはやるからというような姿勢を見せていただきたい。そのような訳であります。

次にいきます。

ワクチンの問題です。現在、接種したのは何人くらいですか。パーセンテージも。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えをさせていただきます。

9月6日現在でございますが、対象者約8,300人に対しまして、率で申し上げさせていただきますが、1回目については65%、2回目につきましては47%の接種率となっております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、8,300人の半分くらいは2回目がもう終わっているということ

ですね。はい、分かりました。

それで、もう一つ念を押しておきますが、接種するか、しないかということに関しては、本人の判断ですよ。子どもの場合には親御さんということになるかもしれないけれども、とにかくそういうこと。それから、町としてはなるべく受けてくださいという勧奨もしくはお勧め、お願い、そういうことですよ。決して義務化しているわけではないし、それから本人の判断を1番尊重するということですよ。その点、確認しますがそうですか。

●議長（堀議員） 新型コロナウイルスワクチン接種対策室長事務取扱副町長。

●副町長（會田副町長） 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、本人が判断するための資料は、少しでも多いほうがいいわけですよ。プラスの資料とマイナスの資料をできる限り提供して、そして本人に判断してくれということになると。これは理の当然ですよ。それで、いろいろ聞いていますと、ワクチンの接種、特に2回目の接種が終わってから、どの程度の期間かというのは人によるようですけれども、それから重い、軽いもあるでしょうけれども、何らかの体調の変化というものがあつた人は結構いるようですが、そのあたり、実態はいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 2回目の接種後、特に、それぞれ個々に副反応状況を確認しているわけではありませんので、どのくらいの割合でということについては、ちょっと今ここではお答えすることができないことについてご理解いただきたいと思ひます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 なぜ状況の調査しないのですか。厚岸町が勧めたのでしょうか。ワクチンを接種してくださいと。その結果出てきたいろいろな、それが副反応なのかどうかも分かりませんよ。今、これは副反応ですと言えるだけの医学的なデータもまだ揃っていないのだから。だから、それがワクチンのせい、せいでないとも言えないけれども、現実問題としてワクチン打つた後に、こんな体調の変化があつたのだということは、早い話、約4,000人の人に往復はがきか何かでもって出して、アンケート取つたっていいではないですか。そして、それをこれから打つ人に、厚岸町内ではこういうことがあると。そうすると見た人は、非常に重たいと言ってもこの範囲なのだという判断ができるでしょう。だって今、ワクチン打つて死んだという人はここにいないと思ひます。聞いていないから。もし、そんなことがあつたら町中の噂になるでしょう。そうすると、副反応

といってもこの範囲ということは言えるのではないかと。そういうことについても、きちんと調査する必要があると思うのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 既に接種券の届いている方については確認をしていただいていると思いますけれども、事前に接種券を配付した段階で、送付した段階で、その中にこのような状況、副反応があると、見られるということについてはお知らせをしているつもりでありますし、またそれぞれの個々に個人、個人でその症状については違いますということも、その説明書の中に記載をしております。これらも含めて、それを理解した上で接種をされていると考えております。

この副反応につきましては、それぞれの筋肉痛一つ取りましても、その度合いというものはそれぞれの個人の中で違いますので、その調査ということで改めて調査を行うことになると、なかなか捉え方というものは難しいのではないかと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 難しくする気になればいくらでもできます。簡単にする気になればいくらでもできます。打った後、具合が悪くなって、これは副反応なのだろうか、それとも違う病気が今、自分にあるのだろうかかと悩んでいる人、結構いますよ。町内で4,000人の人が打った後、こんな体調の変化が出たということを経験でいいから答えてもらったものを積んでおけば、ああ、この類型に自分は当たるからこれは副反応なので何日かしたら収まるだろうと安心できるではないですか。そういうことを含めて、町としてはやはり後追い調査というものをやるべきだと思います。それとも、保健所はそういうことをやってはいけないと言っているのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 先ほど、保健福祉課長のほうから接種の終わった率について申し上げさせていただきましたが、既にその予約率は9月6日現在、暫定ではありますが、65歳以上の方が約89%、60歳から64歳の方が86%、40歳から59歳の方が84%、12歳から39歳についてが約71%となっております。今の段階で、それをさらにお知らせをする、当然その未予約者数が現在1,400人余りおりますので、改めてそれらの方については勧奨の通知をさせていただこうと思っておりますけれども、今の段階としてその調査を行う意味合いというものは、ちょっとここまで予約が進んでいる中で行うことについては検討も含めて考えさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今の話聞いていると、要するに打たせるようにするためにやっていることだ

から、もう予約してしまったのだから、それでもって、それがもうこれだけの率になっているのだから、あとはやる必要ない、打った人間がその後どうなろうと、それは町の知ったこっちゃない、そういうふう聞こえるのです。そうではないでしょう。やはり、町としては勧めた以上、それによって町民の中にどんな健康被害が出ているのか、いないのか、それについては、やはりきちんと調査をする責任があると思うのですが、これはやっても水掛け論ですから、これでやめます。

次に、子どもや妊婦の感染予防ということで、妊婦については分かりました。子どもについては少し補足させていただきたいのだが、教育委員会並びに町長部局からの答弁を聞いていますと、いろいろな施設や学校に集まったときの感染の予防、それについては十分に気を遣っているということはよく分かりました。ただ、家庭内感染ということを考えますと、家庭に戻ったときに、子どもや家族の中で感染を起こさないためには、まだまだ注意喚起や説明が必要なのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

これまでもインフルエンザ同様、新型コロナウイルス感染症に対しては、ウイルス型の感染症でありますので、手洗い、うがい等については学校で繰り返し指導を行い、実践しているところです。一方、家庭に戻った際の指導についてなのですけれども、手洗い、うがい、それから衣服を外ではらう、それからなるべく家の中でも大声を出したりしないでというような指導はしているところですが、これが必ずしも十分とは言えるかどうかというところは、おっしゃるとおりだと思いますので、今後、校長会、教頭会を通して各学校に繰り返し指導、家庭での生活についてもさらに啓発をしていく必要はあろうかと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 この点はよろしくお願ひしたい。

それから、ワクチン差別については分かりました。

次に、2問目の特殊詐欺の問題に入ります。

厚岸町でいつからか分からないのだけれども、この頃ということでもいいと思うのですが、特殊詐欺というものが町、警察には通報はないと、そういうことでのですね。それで、いろいろな手を打っておりますということも分かりました。

それで、その連絡会についてお聞きしたいのですが、これはつくったときから情報伝達のネットワークなのです。それで、十二、三の団体が会員として入っていますが、そのどれかに情報が妙なのがあるというのが入ると、直ちにこのネットワークを通じて、町なり、町の事務局なり、警察なりにお知らせが入ると。それから、その知らせは構成員に直ちに伝わるということが1番の眼目だと思うのです。ところが、どうも聞いていると、勉強会に終わっているのではないかと、そういう気がするのです。この当たり、

いかがですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えをさせていただきます。

まず、厚岸警察署、そして役場のほうへの連絡というものは、ご質問者おっしゃるとおりない状況でございます。

この会議の内容でございますが、本年度になります、7月21日にこの会議を開催させていただきました。内容については、最近における特殊詐欺被害等の例について、釧路市の消費生活センターですとか、あと厚岸警察署の方においでいただき、その事例を講話いただいたところでございます。

ご質問者おっしゃるとおり、この会議においては、そういった連絡体制とか、そういう部分の件が、取り込み状況の確認といいたいまいしょうか、そういう部分が少々薄かったと感じております。会議の中でも、この会議はそういうような目的があって開催している、立ち上げて開催しているというご意見もいただいたところですが、ちょっと関係機関と話をさせていただいて、何かあった場合に瞬時に連絡体制を図るという部分を再確認をさせていただいたところでございました。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 答弁、端的にやってください。

社協はヘルパーを派遣していますね。それから、社協だけではなく、家庭に入るいろいろな要因の人を持っている福祉団体もありますね。そういうところは、うちの中がよく見えるわけです。意識さえあれば。高齢者の場合には、そういう人が入るうちが非常に多いわけですから、社協とか福祉課とかと担当者との間の連絡というか、意識の共有といいますか、問題意識の共有というか、それは非常に大事だと思うのですが、そういう点がちゃんとされていますか。端的にお願いします。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えをさせていただきます。

社協のヘルパーですとか、あと民間の病院のヘルパーの方等とも、そういうような事態がありましたら連絡が取り合えるようということでの確認はしております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと時間がないので細かな話はしません。

それから、構成員というのは消費者協会から始まって、警察、自治会、連合会あるいは金融協会、郵便局というようないろいろな団体が入っていますよね。これ、その構成員に情報が流れたとき、それを受けた構成員から、今度自分の団体に流さなければなら

ないですね。そういうものがきちんと流れているかどうかの実態調査していますか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えをさせていただきます。

実態調査というものはしておりません。例えば、福祉関係ですと福祉事業所のほうに我々も1件1件、ファックス等でご連絡をさせていただいているということでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 要するに、その先は分からないと。これ、きちんとしなければだめなポイントだと思います。

それから、先ほどの町長答弁の中にあっただけけれども、撃退グッズを配ったというのがありましたね。あれは受話器にくっつけて、音声の流れると。この電話は録音されておりましていうのを流すのですが。これ千四百何個配ったと聞きましたが、現在何個くらい使われていますか。その実態の調査していますか。

それから、使うような、いわゆる勸奨というか、そういうものはやっていますか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えをさせていただきます。

まず、調査については令和元年10月頃に調査を行っております。その撃退グッズを受け取ったと認識されている方については76%程度いらっしゃいます。その中で実際に使っている方というのは本当に僅かでありまして、その回答としてはなかなか使い方が分からないですとか、そういったことでもございました。それを受けてなのですが、社協のヘルパーさんですとかに協力していただいて、まず使用方法についての周知等は図らせていただいております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 せっかくお金かけて配ったのですから、有効に使えるようにしていただきたい。配りっぱなしでは、まさに仏つくって魂入れずということになりますから、その後はよろしくお願ひしたい。これは要望しておきます。

それで、最後に3番目の避難階段の問題に入ります。

避難階段ができたことで津波のときに上へ逃げることが、あの地域上に有効になりました。それは大変いいことだと思っているのです。ただ、あそこは最大斜度45度の急な崖です。つくっている最中から約二百何本の木を切ったということで、あの麓というか、下にいる方は非常に不安を訴えていました。そのことについて私は一度指摘したことがあります。そのときに、木は切ったけれども伐根があって、それが岩盤を押さえて

いるから大丈夫なのだという答弁が当時あったのですが、今もそういうふうに考えていますか。

時間ないから答弁時間かかるのだったら休憩してください。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 前回答弁のときと同様と考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それの根拠を教えてください。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時59分再開

●議長（堀議員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） 貴重なお時間いただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

ただいまのご質問にありましたような斜面の立木を伐採したということで斜面に対する影響の根拠ということでございますけれども、当時のご答弁にもあったかと思いますが、伐開しても伐根までしなければ、その木の、そうですね、その木の根が岩盤まで入り込んでいるということで、その土砂が緩むことはないということで、当時ご答弁をしていますが、その上に自然に植生がされて、今後繁茂していくということを観察しながら、斜面が安定しているということが確認できれば、そのような土砂の崩落というものはないということで、森林室とも協議の中で確認は取れています。ちょっと説明がうまくできないですけれども、工事が終わった後に森林室ともちょっとお話をさせていただいた中では、数年間かけて植生が見られれば大丈夫だろうといったようなお話をいただいているといったところになります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 森林室が大丈夫だと保障したわけですね。それが根拠だということですね。そのように受け取らせていただきます。

それで、住民はおびえています。50年に一度の大雨、体験したことのない大雨というような言葉が今天気予報ではよく飛び交っています。そういう中で、いつ崩れてくるか

もしれないという不安におびえて暮らしているわけです。雨が降ったときには、子どもたちもみんなこっちの部屋に寝るように言ってるのだというような話も聞かされています。そういう住民に対して、きちんと、皆が納得するような説明をしていますか。こういうふうにして自分たちは今、大丈夫だと思っているのだから、これでいくのだということについての説明が、いつ岩が落ちてくるか分からないというような不安を抱いて暮らしている人に説明をしていますか。その点、お願いしたい。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 2 時03分休憩

午後 2 時06分再開

●議長（堀議員） 再開します。  
危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） お時間取らせていただき、大変申し訳ございませんでした。

まず、地域の方々、工事期間中に議員からの質問等もございましたので、自治会長なり周辺の方々にお話をさせていただいております。その際に、自治会長からは階段ができた段階でいろいろな状況も地域の方々に見てもらふ必要があるだろうということで、避難訓練もあわせてやりたいのだと、そのときには協力していただきたいという話はいただいておったのですけれども、いかんせんこの新型コロナ禍の関係で実施まではまだ至ってはいなかったというようなところで。

あと、直接的な、この土砂が落ちてきている地権者の方々、その方とは個人的に私どもの担当のほうでお話をさせていただいております。その際には、特段、私どものほうに特に不安どうのこうのというお話は聞いてはおりませんけれども、何かあった際には全て連絡をいただきたいというようなことで話を終わらせております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 私が聞いている話とは全く違います。役場の方来て何かしゃべっていったというようなことは言っていますが、地域の人たちを納得させるだけの話は全然なかったようです。それで、あきれてものが言えないというものの言い方をされました。誰かが大きな声でけしからんと言わない限りは、地元の方はみんな納得しているのだという解釈はおやめになったほうがよろしい。安全・安心のまちづくりを標榜するのであるならば、こういう人たちが夜おちおち眠れないというような思いを抱かせないように、きちんとした対応をすべきであると、そのように私は思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

ただいま、3番議員から縷々指摘があったわけでありますが、実は町のほうにはそういう話が出ておりません。そういう中で、声なき声というものも我々は大事にしなければならぬわけがございます。今後、そういう実態を調査します。させます。そういうことで、どういうことがどうなのか、それに対する対応等も当然出てくるかと思っておりますので、そういう点についてはご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大野議員の一般質問を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 先に提出しました通告書に従い、次の事項を質問したいと思います。

まず一つ目、ヒグマ対策についてであります。

7月、8月に家畜がヒグマに襲われました。町営牧場でもいろいろと対策をしていると思っております。1日でも早く捕まえてもらわないと農家が不安で仕方ありません。

アとして、町内での対策協議会が開かれたと聞かすが、内容はどのようなものだったのか。

次に、来年の町営牧場の受け入れ方針についてどのようにお考えですか。お聞きいたします。

次に、コロナ禍における経済対策についてであります。

これまでも新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営が厳しい状況になったあらゆる業種に対して支援や融資などを行ってきたが、現在どのような支援・対策を行っているのか。

また、きちんと実態を把握できているかお聞きします。

次に3番目。厚岸町消防団第4分団の移転新築についてであります。

現在、第4分団庁舎の実施設計が行われていると思っておりますが、旧太田地区公民館を取り壊して、そこに建設するとお聞きしています。道道14号からも奥に位置し、冬期間、雪が吹きだまるので、太田中学校旧校長住宅のところに建設できないか。

以上の3点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、大野議員のご質問にお答えいたします。

1点目のヒグマ対策についてのうち、（1）、アの「町内で対策協議会が開かれたと聞かすが、内容はどのようなものか」についてであります。8月24日に、釧路太田農業協同組合、北海道猟友会厚岸支部、厚岸町森林組合、厚岸町農業委員会、厚岸町で構成する厚岸町野生鳥獣被害対策協議会が開催をされました。

各団体の代表や担当者、オブザーバーとして、ヒグマの生態に詳しい北海道立総合研

究機構の研究者や北海道釧路総合振興局の担当者など18名が出席し、これまでのヒグマによる家畜被害の状況や問題個体の情報、さらには、今後の捕獲対策、農業被害防止対策などについて協議をしております。

その中では、日中の目撃情報がほぼないため、罾による捕獲が有効であること、パトロールを強化することによって被害防止の効果があること、農業被害防止のためには電気柵の設置が最も有効であることなどの意見や助言があり、一層の情報共有と連携強化により、被害の防止と問題個体の早期捕獲を目指す方針を確認しております。

次に、イの「来年の町営牧場の受け入れ方針についてどのように考えているか」についてであります。町営牧場では、今年度、夏期放牧で約1,600頭をお預かりしましたが、7月16日のセタニウシ団地、8月15日の大別団地でのヒグマ被害により、両団地に放牧していた約900頭の預託牛を全て避難させ、約200頭は酪農家へお返しし、残りの約700頭は大別団地で舎外をしております。

現在、来年度の受入方針について検討中ではありますが、基本的には何らかの安全対策を講じた上で、できる限り受け入れをしてまいりたいと考えております。

本件につきましては、牛を襲う「問題個体」を捕獲することで被害はなくなると考えておりますが、捕獲に至るまでの間は、セタニウシ団地での放牧をやめ、大別団地での舎飼いと事務所周辺の放牧地に可能な範囲で電気柵を設置するほか、問題個体が出没していない別寒辺牛団地での放牧の可否については検討を行っているところであります。

町営牧場の受け入れは、酪農家の経営に大きく影響を及ぼす重大な問題と考えておりますが、一方では、職員や預託牛の安全確保等も考慮しなければならないことから、引き続き、預託者の声や専門家等の意見を参考に、安全な預託体制の構築について検討を進めてまいります。

続いて、2点目のコロナ禍における経済対策について、「これまでも新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営が厳しい状況になったあらゆる業種に対して支援や融資などを行ってきたが、現在はどのような支援・対策を行っているか。また、実態を把握できているか」についてであります。

町では、令和2年4月に町と経済産業団体等で組織する「厚岸町新型コロナウイルス感染症経済対策連絡会議」を設置し、町と商工会が共同で行った実態調査をもとに対策を検討し、必要な支援を行ってまいりました。

現在の支援としては、昨年度に引き続き「経営・金融相談窓口」の開設のほか、「緊急資金融資」利用者に対する利子の金額補給、「がんばろう厚岸応援券」の交付、「感染防止対策」を行う事業者に対する補助、「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」の一部減免または全額免除による支援を実施しております。

このほか、緊急事態設置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛の影響を受けている事業者を支援する国の「月次支援金」、北海道の「特別支援金」、「飲食事業者等感染防止対策補助金」について、周知するとともに申請手続の支援を行っております。

また、実態の把握については、町内全ての事業者からの回答には至っておりませんが、これまで町と商工会では、3か月ごとに町内の約400事業者に対して、計8回の実態調査を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大による経営状況の把握を行っており

ます。

この調査の結果では、特に、飲食・宿泊業を始めとする観光関連業において、営業時間の短縮や宿泊客の減少の影響を受け、依然として厳しい状況にあると考えております。

このため、町としては、今後も経済対策連絡会議を通じて事業者の実態把握に努め、各種調査や聞き取りを継続して行い、状況を把握した上で経済活動の動向を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

続いて、3点目の厚岸消防団4分団の庁舎移転新築について、「現在、第4分団庁舎の実施計画が行われており、旧太田地区公民館を取り壊し、そこに建設すると聞かすが、道道14号から奥に位置し、冬期間、雪が吹きだまるので、太田中学校旧校長住宅のところに建設できないか」についてであります。厚岸町消防団第4分団庁舎は、昭和52年に建設され、経年劣化が著しいことから、新しい庁舎の建設に向け、現在、実施設計を進めております。

建設地は旧太田地区公民館跡地とし、来年度建設を予定している町の大型防災備蓄倉庫と併設する方向としており、それぞれの建物面積は、厚岸消防団第4分団庁舎が約140平方メートル、大型防災備蓄倉庫は約600平方メートルを計画しております。

厚岸消防団第4分団庁舎と大型防災備蓄倉庫を併設するメリットといたしまして、施設や設備の共有化を図ることが可能となることから、建設費や管理費の削減につながり、また、運用面における利便性の向上も見込まれます。

このため、この施設を建設するに当たっては、広めの町有地を確保する必要があったことから、建設地として旧太田公民館跡地を選定したところであります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 まず1点目のヒグマ対策について、再度お伺いをしたいと思います。

8月24日に厚岸鳥獣被害対策協議会が開催されて、今後の対応等々をお話されたということなのですが、ここに、答弁書に書いてあるとおり、その対策内容、いろいろ書いてあるのですが、新聞等々で報道になりました問題の個体熊1頭がほぼ家畜を死亡させているという記事を見たのですが、いかにして、その1頭さえ、多分、捕獲または駆除できれば、今までどおりの状態に戻れるのかなと思うのですが、日々、関係機関みんな一生懸命頑張っておられると思うのですが、うちのところにも猟友会の方、毎日のように巡回に来ております。ほぼ毎日見かけます。大変ご苦労なさっていることなのですが、やはり日中出没しないということで、その効果が一切表れない。また、厚岸町でも罠を作成するのだという話を聞いたのですが、現在では、多分もう罠は設置していないのかなと、それから日にちも結構たつたので、二、三週間程度、罠の設置するのだとお聞きしたのですが、現在どのような形になっているのかお聞きをしたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えをさせていただきます。

厚岸町での最後の被害が8月15日に町営牧場の大別団地のほうで1頭の被害、家畜が死亡しているのを発見されたということもありまして、その当日15日から、その町営牧場の大別団地のほうに罠を設置しております。その罠につきましては、現在も設置してりまして、そのためヒグマ駆除員、それからうちの環境林務課のスタッフ、同乗しまして、それで巡回をしているということでございます。

また、先ほど罠を今、1台作成しているという話ですけれども、その罠は標津町の業者のほうに発注しまして、早ければ今週末までには納品していただけるという話もありますので、その標津町の専門業者という方が標津のほうでかなり罠の実績がある方ですので、納品のときにはこれまでの被害状況等も相談しながら、さらに厚岸町でもし罠を設置するのであれば、どこに設置したほうが良いというようなアドバイスをいただきながら、さらなる捕獲の強化を図ってまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 今も罠は設置しているということなので、安心はできませんけれども、かかってくることを祈るばかりなのですけれども。厚岸町で1台購入して、またそれもその業者さんと相談しながら、どこに置いたら効果が表れるかということ、なかなかこれといって対策ないのでございますけれども、やるしかないですよね。やはり、人命もそうですし、家畜もそうなのですけれども、やはり人間の命、人にまで、厚岸町でも春に人が襲われておりますので、やはり人命第一で町営牧場、それからこれから秋のきのこ狩り等々で山に入る人が多分多くなると思うのです。担当課ではやはりヒグマの注意という注意喚起をぜひしていただきたいのと、今に限らず、来春も多分同じ状況だと思うのです。今の熊は冬眠しないとお聞きするのですけれども、冬場はやはり林業制業者くらいしか多分山に行かないと思うので、そういう人たちにもやはり気をつけていただくよう、当然担当課ですから、もちろんやっているとは思いますが、やはり一般住民にもそういった周知をしていただきたいと思っております。そういったことをよろしくお願いしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） この問題個体の熊につきましては、なかなか捕獲することは困難であると言われておりますけれども、我々としましてはパトロールを強化することによって、この被害が、防止の効果があるということもありますし、少ない可能性ではありますが、箱縄を設置して、そこに賭けていきたいと思っております。

また、9月に入りまして北海道のヒグマ注意月間にもなりましたがけれども、毎年9月、10月にはヒグマの目撃情報等もかなりあります。そういう場合は、これまでどおり防災無線、さらにはIP告知端末を使いまして、住民周知に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 その点については、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、来年度の町営牧場の入牧方針といいますか、ここの答弁書にも書いてあるのですけれども、その問題の熊が捕まってくれば1番いいのですけれども、多分、育成牛、そんなに太田地区増えているという実感は余りないのですけれども、新築牛舎を建てて、これから規模拡大するという農家もおりますので、増頭しなければならぬとは多分あると思ひますのですけれども、急激に町営牧場に預託牛が増えるというのは余り私も想定はしてないのですけれども、逆にヒグマによってセタニウシ団地、大別団地等々、放牧できなくなると、やはり頭数制限がかかるというか、必要になってくるのかなと。そうすると、やはり今まで、もし100頭預けていた農家が90頭にしてくれとか、そういうふうな制限が出てくるのではないかと予想しますし、まず粗飼料も足りなくなりますよね。現町営牧場でも粗飼料の募集というか、提供してくれる方名乗り出てくださいという文書を回していますけれども、これも本当に夏に舎飼いをするとすると、それだけの牧草が必要となる。そういったことで、やはりこれからどういった構築が必要か検討中だと言うのですけれども、やはり本当に町営牧場、酪農家にとっては大事な施設であります。だから、ちょっと方針が決まったら早めに太田農協通じてでもいいですし、コロナ禍ですので、なかなか人を集めて説明会開くということも難しいと思ひますのですけれども、何らかの説明会が必要なのではないかという気がするのです、ぜひその点をお願ひしたいと思ひますのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 町営牧場の来年度の預託のことをございます、1回目の答弁にありましたとおり、現在、精査したものではありませんが、一定程度、例年に近づけるような形で預託を目指してまいりたいということで、現在、様々な検討を行っているところでございます。

若干、確定事項ではございませんが、例えばどのようなことかと申し上げますと、セタニウシ団地につきましては、やはり実際に作業を行う会計年度任用職員の中からも山坂、それと見通しのきかない団地でございますので、非常に危険で怖いというような声も出ております。そういった意味からいきますと、現段階の一つの案としては、セタニウシ団地のほうは放牧は行わない方向を軸にしまして、一方では大別団地の事務所周辺に、今現在も実は既に手をつけておりますが、既設の資材を使いまして、電気柵を設置して、現在の見込みであれば約30ヘクタール程度は、まずは確保できるのではないかと思っております。それと同時に舎飼いの部分でお預かりすることも視野に入れておまして、今年の夏期放牧では、約1,600頭というような数でお預かりしていたところを、今の、これはあくまでも概算でありますので増減あると思っておりますが、何とか1,300頭くらいまでは現段階で何とかしたいなという見込みを目指しているところでございます。

ただ、舎飼いの部分で、一定の回転を早く、出し入れを協力いただけるのであれば、今は300頭くらいの舎飼いを想定しておりますが、それが延べ300なのか400ですとか、少し数を伸ばせないかなというようなことを考えているところでございます。

一方で、議員のほうからも今ご質問ありましたとおり、餌のほうが想定外の部分が出ておまして、釧路太田農業協同組合のご協力をいただきながら、農家の皆さんに粗飼料の提供をいただきたいということで、現在、作業も進めさせていただいております。その部分については見込みが何とかなるのではないかなと考えておりますし、同時に来年度に向けた備えというものも今後必要かなと考えております。

説明会の関係でございます。今言ったような内容につきましては、当然、酪農家の皆さん、特に町営牧場に預託をいただいている方に町営牧場としての考え方をお示した上で、逆に預けるほうとしては、町のこういう対応にした場合はどのような考え方がいなるのかをお聞きした上で、説明会というか、町営牧場の運営委員会も早々に開かなければなりません。事務局案ができ次第、運営委員会を開きまして、その後、預託者の皆さんの声を拾いながら、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 分かりました。牧場運営委員会開くということなので、そこには農協関係、酪農家関係、いろいろな団体の方が含まれておりますので、いろいろな幅広い意見聞けると思うので、ぜひそういったところで情報を共有していただいて、最善の、最善というか、なるべく酪農家に負担のかからない方法を選んでやっていただきたいと思えます。

次に移らせていただきたいと思えます。

コロナ対策の経済対策なのですけれども、ここにいろいろ、昨年もいろいろやっていただいて、今年もやってはいただいているのですけれども、テレビの報道等々でも国の給付金というか、飲食店に対する支援金、お金がまず遅いと。多分、厚岸町はどうか、その辺国のお金ってちゃんと入ってきて、その事業者にわたっているのでしょうか。まず、その辺をお聞きしたいと思えます。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

道の支援金になりますが、国もそうですけれども、我々町、そして商工会、そして産業団体でいいますと漁協さんですとか、金融機関において認定を受けて、そして事業者さんが申請をするということになっております。

お聞きするところによると、質問者おっしゃるとおり、なかなか申請してから支援されるまでには相当時間かかっていると、大体2か月かかっているという情報もお聞きしているところでございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 僕のイメージだと、もっと2か月以上かかっているのではないかなと思うのですけれども。ちょっと町の人にも聞いたのですけれども、町独自で無金利で融資しましたよね。融資というか、今、申請を受け付けている状況かな、分からないのですけれども、それは、やはりいつかはお金返さなければならないのですけれども、ありがたいなという声はいただいております。僕の耳にも入ってきました。前も、やはり飲食店が1番、我々もやはり行けないですし、飲食店が1番影響を受けているのだろうな。まだお昼どきとか提供している店はまだいいのですけれども、本当に夜の店というのはなかなかかわいそうだなということで、そういった国の支援等も待っておられるのでしょうか、家賃にもなるか、ならないか分かりませんが、やはりそういった対応をしていただくために金融機関、町なりが肩代わりして、まず先払いするとか、そういったことってできないのですか。どうでしょう。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） まず、緊急資金融資の関係でございますが、昨年度6億円の枠を設けまして融資をさせていただき、その保証料ですとか、利子の補給というものをさせていただいております。これについては6億円の枠に到達して、現在それに申し込むことはできないというところでございます。であります、国の制度で日本政策金融公庫ですとか、あとは町内の金融機関においてもコロナに関する融資制度というものがございまして、まずはそちらのほうを利用していただくということになるのかなと思います。

いわゆる夜開店しているお店ということでございますけれども、今、この緊急事態宣言、発出されておりますけれども、この期間において、道の支援として、道の通常の一時的支援金のほかにですけれども、要請に関わる協力金というものもございまして、ざっくりで申し上げますと、これは売上げ規模にもよりますが、最低でも1日当たり2万5,000円から7万5,000円の間で、1日当たり、支出ということになっておりますが、17日間、今回緊急事態宣言が出ておりますので、最低でも42万5,000円というような協力金が出ます。これは対象になる、夜のお店になりますけれども、そういうような状況でもございます。

一時的に町が肩代わりしてというような状況でございますけれども、先ほど申し上げました金融機関での融資ということをご利用いただければと思っております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 分かるのですけれども、今、課長言われたように、最低でも四十何万円もらえますよって、こっちはもらえるのだなと思っていても、それが一体いつもらえるのだろうとなりますよね。1か月待っても、2か月待っても来ないとなったら、えって、本当ですかってなってしまうのですよ、やはり。だから、確かに来るのでしょうかけれども、やはり私どもってすぐ今困っているのだから、すぐお金ほしいではないですか。そ

ういった対応を早くできないのかなと。金融機関から融資受ければいって、確かにそうなのですけれども、それを町が国からお金入って、そのときに返しますから、金融機関貸し手あげてくださいとかって、何か斡旋ではないのですけれども、そういった方法で商工会通じて、町一丸となってできないものなのではないでしょうか。どうですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） すみません。私の答弁、ちょっと冷たすぎる言い方だったかなと思って、ちょっと反省しております。

商工会もそうですけれども、我々もそういった緊急に融資が必要だという方に対しては、なるべく金融機関のほうにも融資を早くといったようなことも、昨年も実はやっております。引き続き、そういった緊急性がある、ないに関わらず、融資を希望される方に対して、あった場合については金融機関等に融資、すぐできるようなことをお伝えさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 課長の言ってることも分かるのですけれども、やはり住民目線で、スピーディーな対応をしていただきたいなと思います。どうか、町長も前にも言ったとおり、1件の廃業もさせないという、心強いお言葉を聞いておりますので、ぜひとも今も、もうちょっとで丸々2年ですよね、本当に。どうか、一つ町もそういったことに推進していただきたいと思います。

次に移らせていただきたいと思います。

太田地区の第4分団の庁舎移転なのですけれども、広い面積必要だって、これ見ると大体850か900平米くらいあれば足りるのかなと。もうちょっと広く見て1,000平米くらいあれば足りるのかなと。今のラクトピアの横の、教育財産ではありますけれども、太田中学校の旧校長住宅って、もうちょっと広いような、ちゃんと埋立してあれすれば広いような気がするので、あそこだとラクトピアが第二次避難施設になるわけですから、救援物資等々、備蓄倉庫つくってもすぐ隣ですし、人力で運べるような気がするのですけれども、太田地区公民館のところだとちょっと距離があるので、1回トラックに積んでラクトピアに持ってこなければならぬのかなと、いろいろ想定されるのですけれども、何せ太田協同組合の縦の通り、ラクトピアの前の道路って吹きだまるのです。夜間は当然、太田地区は除雪はされない。そうすると、火災出動時は、第2の方は多分、自宅から行くのにも重機かトラクターで吹雪なら行かなければならぬのかなという気がするのですけれども、それにしてもやはり速やかな出動が困難になる。まして、着いて、4分団庁舎のシャッターを開ける前に、まずスコップで除雪して。そうしたら、出動何分後にできるのだと。1分1秒争うのにと思っているのですけれども、その点どうお考え、変更はなかなか厳しいのかもしれないけれども、やはり、まず地域住民、太田自治会に相談もなかったですし、消防団にもなかった。厚岸消防署にも言っているのかどうか分かりませんが、消防署のほうの予算ですからあれですけれども、やはり何

の相談もなしにここって言われると、え、ここで果たして大丈夫って、何かいろいろ揉むことが事前にここにしたいのだけれどもと言われると、いろいろ協議できて、ここよかこのほうがいいんじゃないとか、この場所提供してもらったらいんじゃないとかという案が出てくると思うのですけれども、そののところどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず、議員おっしゃられる想定とされている旧教員住宅の関係、こちらのほうが敷地といたしましては約600平米あります。ちなみに、今、多分、現状で建ってる庁舎のところも、それよりも若干低い形の面積だと私たちは押さえております。

防災備蓄倉庫のほうと、今回分団庁舎のほう併設ということで考えますと、総面積自体は七百数十平米程度になるのですけれども、例えば分団庁舎でいいますと、それに対して消防車両が実際そこに乗り入れていったり、使ったホースを乾かしたり、または防災備蓄倉庫のほうでは備蓄品を出し入れするためのトラックが併設したり、かつ分団庁舎のほうにつきましては、分団員の方々が集まって来た際の車両を止めるスペース、このようなものを考えたときには、現在考えている建物面積の倍以上の面積が必要になってくるというようなところで、現在、設計を進めているところであります。

当初、この設計協議入っていく段階では、もちろん分団庁舎につきましては、厚岸消防署の予算で進めておりますので、実施設計の契約も厚岸消防署のほうで行っております。ただ、併設する建物の関係があるものですから、実施設計協議そのものは町のほうと厚岸消防署と、それと今、実施設計の委託業者のほう、この3者において協議を進めているというような状況になっております。

この設計の備蓄倉庫の実施設計並びに消防の庁舎の実施設計に当たりまして、当初の段階から建物建設する場所といたしましては、それ相当の面積を有しなければならないということから旧太田公民館の跡地というようなところで最初から話が進んでおりましたので、その以前に、例えば厚岸消防署のほうで第4分団だとか、あとは分団員の方々の説明がなされていたか、どうなのかというところにつきましては、私どものほうでちょっと存じ上げておりません。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 私も消防団員なのですけれども、そういった説明は受けてはいないのですけれども、私も旧太田地区公民館のところと聞いておりましたので、えっとは思ったのですけれども、ちょっと待てよと最近思っていて、あそこ、ちょっと奥まっているよなって、場所はいいのですけれども、やはり冬が出動が困難になるところがちょっと疑問に思っていて、なかなか大変だよなって。かといって、除雪してくれる確約なんて、ましてや取れないしと思ひまして、何とかやはり道道のそばに建設してほしいなと思ったのです。旧太田中学校の校長住宅600平米だ。ラクトピア建てたときも教育財産から普通財産に移してもらって、ちょっと土地を提供していただいた経緯がありますの

で、今回もちょっとグラウンドの隅っこをちょっと譲ってもらなり何なりして、土地を確保できないのかなど。消防団員の駐車場等々もありますけれども、周りは釧路太田農業協同組合の土地ですし、我々消防団員も組合員で勝手に普段から止めているのですけれども、有事の際は当然組合員という可能性もありますし、地域住民という可能性もありますので、農協は車止めたらだめだとは言わないので、団員の車両駐車場はあまり考えないでいただいて、やはり備蓄品の車両の出入り等々、最小限のスペースを確保していただいて、何とかやはり道道に近いところに建設していただきたいというのが私の願いなのですけれども、そういったことは無理なのでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） まず、この併設をすると。当初は消防も第4分団庁舎を別に、その校長住宅跡地に建てる計画でいたということは聞いている範囲で間違いございません。その中で、要は災害対策基本法が変わって、住民に対する備蓄の割合というものが大きく変わりました。これが以前は1割、要は100人いたら10人分だけを備蓄すればいいという考えだったものが、これが全部の備蓄をしなければならないと。当然そこまでの準備というのはなかなか難しいのですけれども、その上で大型の、今現在それぞれの避難場所に様々な備蓄といいますか、用意するものというのがありますけれども、それをどこかに大きく集約して、被災される人たちの分を全部用意しなければならないと。そうしたときに、今、太田地区公民館の跡地に、その備蓄倉庫を設けることがいだろうと。そのときに、第4分団の役割としては、特に津波があった場合に、この第4分団が緊急消防援助隊、さらには陸上自衛隊の基地になると、代理の。そうしたときに、その備蓄倉庫と第4分団の庁舎が離れていたのでは用がなさなくなるのではないかという検討が消防の中でも行われたそうです。

当然、併設されていることによって、その第4分団の庁舎にも非常時の電源も確保ができる。併設することによって。当然、その大型の電源というのがありますので、そういったメリットもありますし、今言った緊急消防援助隊や陸上自衛隊の基地として、近くには二次避難場所としてのラクトピアもありますし、若干離れてはいるのですけれども、ここが最終的に、ベターなのではないかという検討を最終的には消防のほうで行われたと。

このことにつきましては、大野議員、団員でもございますけれども、そのお話を本来、消防として団のほうにしておくべきだった。当然、自治会のほうにもしておくべきだったということだったのですが、その決定までのプロセスというものが、比較的ちょっと短期間の中で、町と消防の話し合いの中で行われたものですから、その団や自治会のほうに協議をするいとまがなかったということをお聞きしております。今後、当然、何らかの形で説明をするということでも、消防のほうでも言われておりましたし、また除雪の関係も地域の方からそういう吹きだまりやすい箇所だということも消防のほうとして聞いて、改めて町のほうに、その建設がされた後の除雪の優先というものも依頼に来ておりましたし、また防雪柵の設置ということも考えていただけないだろうかという要請も来ているところでもあります。町としては、そのことについて協力をしてまいりた

いと考えておりますし、まずは除雪の優先、これを設置後については行っていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 いろいろと敷地の広さが必要なのは分かりました。それと、やはり近い将来というか、遠い将来というか、あまり吹きだまるようなら本当に防雪柵の設置。本当に大規模災害起きたときは、当然避難場所になりますから、我々も多分除雪から始めなければならないし、大津波来ると言っているときに、町長何やってんだとか言ってられませんから、それはやはり自助・公助の助けなければならない、お互いにできることはやるというあれなのですけれども、そういったときはいいのですけれども、普段の家庭の火災とか何かあったときに困ったなということなので、建設する際、いろいろ手立てを講じていただきたい。ベストはありませんからベターで、本当にできることをやっていただきたいと。やはり、本当に住民のまず備蓄倉庫なので、命を守らなければならない、大量に保管しなければならない倉庫。多分、本当に津波想定したら、波の高さ、遡上高にもよりますけれども、太田まで来たら、本当に北海道なくなるのではないかなというくらいになってしまうので、中身は分かりました。町としてできることをしっかりとやっていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 改めて、分団のほうといろいろなデメリットの部分、この部分については消防から分団のほうでに問いかけをして、そういったことを洗い出してほしいということについては、改めて担当のほうから消防のほうに伝えておきたいと思いません。

何せ、その大型の備蓄倉庫につきましては、全ての被災のあった場所に最終的に配付をするといった基地になりますので、そういったことも含めて、そういう重要な箇所だということも含め、町の中でさらなる検討をしてまいりたいと思えます。

●議長（堀議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開を午後3時30分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 先に提出しておりました質問事項に沿って質問させていただきます。

1、災害対策について。

(1) 地震・津波・暴風雪、あらゆる災害で住宅を失うなど有事の際に町民の命を守る上で仮設住宅の必要性は大である。仮設住宅はプレハブの対応が多く見られるが有事の際は入手困難になることが考えられ、別の住まいを用意する必要がある。また仮設トイレ・仮設備蓄倉庫などの建物も必要である。早急な対応が求められ、敏速かつ円滑に施工する業者が必要であることから、建設業協会等と連携協定を結び、有事の際についての協議をすることが重要と思うが町の考えを伺います。

(2) 災害時に飼い主がペットを連れて避難する同行避難の受け入れを円滑に進めるため、環境省は事前の備えや災害後の対応について自治体を実施すべき事項を確認できるチェックリストを公表した。各自治体にリストを参照してもらい、同行避難の受け入れ態勢の整備を促すためのものでありますが、町の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番 竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災対策についてのうち、(1)の「仮設住宅はプレハブの対応が多く見られるが、有事の際は入手困難になることが考えられ、別の住まいを用意する必要がある。また、仮設トイレ・仮設備蓄倉庫などの建物も必要である。早急な対応が求められ、敏速かつ円滑に施工する業者が必要であることから、建設業協会等と連携協定を結び、有事の際についての協議をすることが重要と思うが、町の考えは」についてであります。災害発生時における公共施設等の応急対策については、平成20年12月に、厚岸建設業協会との間で、「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を締結しております。

この協定で定めている応急対策活動としては、公共施設を中心とした応急復旧やそれに付随する活動が主であり、避難生活を送る上で必要となる、新たな建築物や個人所有住宅に対する応急対策等については、定められておりません。

今、想定されている、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際には、近隣市町村含め圏域全体が被災地と化します。

このような状況下では、当面の間、地域が持つ人的・物的資源を有効に活用し、難局を乗り切らなければなりません。

このようなことから、技術や知識を有する業者や団体等の皆さんと、災害に備えた協議を行うことは極めて重要であり、災害協定の見直しや、新たな協定締結も含め、早急に対応してまいりたいと考えております。

次に、(2)の「災害時に、飼い主がペットを連れて避難する同行避難の受け入れを円滑に進めるため、環境省は事前の備えや災害後の対応について、自治体を実施すべき事項を確認できるチェックリストを公表したが、町の考えは」についてであります。

環境省が本年3月に発行した「人とペットの災害対策ガイドライン、災害への備えチェックリスト」は、環境省が過去に発生した災害を教訓に作成したもので、日頃の備えから災害発生後まで、確認すべきポイントが列挙されているものです。

ペットを飼養している人が、災害時に自宅等から避難する場合、国は、飼い主の責任においてペットを連れて避難する「同行避難」を推奨しており、町においても、ペットの防災対策について、ホームページを利用し周知しているほか、昨年、「狂犬病予防集合注射」の来場者に対し、同行避難等に関する冊子の配付も行っております。

このたび発行されたチェックリストは、同行避難者の受入れや、避難所での対応に際して、参考になるものであることから、これを活用し、受入れ態勢の整備とともに、飼い主に対しての周知徹底も図っていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 町内業者における建築業者としての届出をしている建築会社が町内に現在何社あるか把握されているでしょうか。また、そのうち建設業協会に協会として協会者になっている業者が何社中何社あるのか調べているでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 申し訳ございません。町のほうに届出を出している数というところまでは押さえてはいないのですが、住宅、主に建築業者さんでつくっていらっしゃる厚岸の家づくり協会の会員には17社が現在登録されていると。多分、ここには建築業者以外の部分も入っているかなと思います。また、厚岸の建設業協会のほうにつきましては、この家づくり協会のほうに登録している17社のうち9社がこの建設業協会のほうに加盟しているというような情報は持っております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 家づくり協会のほうには石屋さんも含めて、いろいろな業者が入っています。純粋な建築屋さんというのは、厚岸町内に私の調べでは14社、純粋なる建築屋さん、リフォームをやっていて、特にその届出を出していないのが真龍、本町に1社ずつで、私の調べでは大体16社。そのうち、純粋に建設業協会に入会しているのが5社。ということは3分の1しか協会に入っていないという実態なのです。建設業協会というのは、厚岸町として特に条例で定めているわけでも何でもないのですが、ある一定の協会として認知しているというか、そういう意味で、町としては認めている協会であると。家づくり協会もそうです。特に社団法人を取っているわけでもなく、協会として何かの視点に基づいて登録しているとかということではなく、そういった団体である実態が、今私の言った3分の1くらいしか入っていない。技術的なものを駆使して災害時に協力してもらえる、それをお願いして協定を結ぶ、これについてはやっていただける

ということなのですけれども、厚岸町の実態はそうなのだとということで、できれば私が自分で質問しておきながらということにもなるのですけれども、その後に実態を調べたらそういう、必ずしも多くなかった。なので、協会に入っている人たちよりも協会に入っていない業者のほうが、例えば大工さんの人数的なものが多いとか、重機等が多いとか、そういった部分は多々あるのです、調べると。そういうことを考えると、協会に入っていない方々も含めて、町がまずその会社にお問い合わせをして、協力してもらうということの実態把握をしながら進めていかなければならないのではないかと思います。

厚岸町の下水道協会、そこには町内含めて町外の方にも災害が起きたときに協力をさせていただきたいということで、町と協会と何らかの形で、協定を結んでいることまでは私は知らないのですけれども、何らかの形で連絡し合っています。その中には、どここの会社はどんな重機があって、人数が何人いて、その人数の中にはどういう免許を持っている人がいて、例えば掘削時のときに屋板が何枚あって、鉄の敷板が何枚あって、そういうものを現場に持って行って応急対策ができますよという、そういう実態を把握している表を各自業者が町のほうに、協会のほうに提出しています。そういったことも参考にしながら、この問題を提議しますので、進めていっていただきたいと思っておりますけれどもいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 議員の今回質問を受けまして、改めてこの建設業協会のほうと結んだ災害協定の中身を確認すると、先ほど私ちょっと数字が違いましたけれども、構成団体の方々というのを改めて確認をさせていただきました。やはり、現状の建設業協会のほうに加盟している、俗に言う大工さん、建築屋さんというほうが数が少ないというようなことははっきりと分かりましたので、この住宅関係についての別な協定を私は結ぶべきではないのかなと。現状の協定の見直しではなくて、例えば被災住宅等の応急対策業務に関する協定だとか、そういうような、これはちょっと私のぱっと思いついた仮ですけれども、こういう内容で町内の実際の大工さ、施工会社の方々との協定、ましてや今、議員さんおっしゃったとおり、会社だけ把握していてもやはりだめであろうと、違う協定で今進めているのがあるのですけれども、やはりそこでは会社で持っている、例えば重機なりトラックなり、そういうものが例えば浸水域にあるのか浸水域から外れているところにあるのか、そういうところまで調べ上げて、実際このような大きな地震・津波が発生したときに、どれだけの機動力が得れるのかというのを協定を結ぶ段階からしっかりと考えていかなければならないとも思っておりますので、これにつきましては、議員からご指摘いただいたとおり、ちょっと早急に私のほうで進めてまいります。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 議会中に以前お話した、仮に仮設住宅、避難場所の建設地をどこに考えていますかという質問に対して、私の記憶が間違っていなければ有明のほうにという答弁が

あったわけですがけれども、私は今回、その消防本部が真龍側にあつて、今回、道の駅コンキリエが国土交通省が示す北海道道の駅防災拠点の場所として選定されました。北海道では179市町村中、4箇所のみで、厚岸町のコンキリエが選ばれたわけであります。そういった意味から考えて、やはり本町がだめだということではありませんけれども、拠点からいってそういった場所を選定するのであれば、真龍側に考えていかなければならないのではないかなと思いますけれども、その辺も合わせていかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 仮設住宅の建設予定地についてですがけれども、現状で正直申し上げますと、仮設住宅の建設地は宮園運動公園というようなことになってございます。ただし、ここにつきましては見直しをしっかりと進めておりまして、私どもで現在考えている状況といたしましては、やはり浸水があった場所にまた改めて住宅を建てるということについては、これは人間心理としてやはり無理であろうというようなことは考えております。ですので、津波によって町が失われたという状況下を想定した場合につきましては、やはりそれよりも高いところというような形になってくるであろうと。まだ、明確に、じゃあ何町の何番地だということは、そこまでははっきりと言えませんけれども、私が考えるのであれば、やはり太田地区が住宅の建設予定地に適切ではないのかなと思っております。最低でも仮設住宅建設しますと2年間はそこで生活をしていかなければならないというのもあるのですけれども、実際、地震が来たときに道路網の状況を考えたとしても、厚岸町には国道44号線と道道、標茶から厚岸のほうに入ってくる道道、この2路線しか基本的にはないと。その中でも早急に道路を開けて、災害対応を取っていける道路はどこかというような考え方でいいますと、実はこれ、国土交通省のほうでも考えているのですけれども、標茶ラインのほうから厚岸に入ってくる道路を優先的に道路を開けて、そして山から厚岸町へのルートをつくっていくというような今段取りも進められているところであります。ですので、国道44号線海岸沿いなり低地をかなり走っている状況がありますので、そういう意味から考えても道道沿いのほうに適地を持っていくといったようなことが得策ではないかと考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。

次に、ペット受け入れについての質問をさせていただきます。ペット受け入れ可能、不可の避難所の公開について、既に行われているということであります。それについては分かりました。避難所にペットを連れて行っていいのかどうなのかというのは、今現在、避難所に特段ペット可、ペット不可なのかという表示看板は全くないわけですよ。そういった看板がないときに、ペットを連れて、たまたま避難所に行ってしまった場合に、ここは不可なのだよと言われたときのトラブルを防ぐために、やはり表示等もこれから考えていかなければならないだろうというのがまず一つ。

それから、避難所でペット可の場所について、ペットと過ごさなければならぬ、そ

ういった体制において、ペットと一緒に同伴できるスペースがあるのかどうなのか、そういった避難所をこれから考えていかなければならないのではないかと。

それから、ペットといっても子犬ばかりではありません。どこまでがペットなのかという表示またはペットの種類、大きさ等については、これは各自治体に国が任せるということになっているようです。厚岸町としてはペット、牛1頭飼っても俺のペットだと言ってしまえば、それはペットになってしまう。それが、じゃあ避難所に一緒に行ってもいいのかという、ふざけた話ですけれども、へりくつを言うのであれば、馬と一緒に逃げてきて、馬に乗って来たとか、ペットなのだということも、車が混んでいれば、ガソリンも何も使わないのが馬であれば一緒に逃げて来られると、荷物も積めるとか、そういった考えの方も出てくるかもしれません。そういったことがペットと見なす、見なさないということの、きちんとした規定をつくっておかなければ、どこまでも町民は勝手に物事を捉えて、いいように、いいように解釈してしまうことがあると思うのです。そういうこともこれから考えていかなければならないことなのだろうと私は思います。

それからもう一つ、ペットの避難したときに、けがをしている、それからけがからの発病、伝染病、こういったことも懸念されてきます。また、苦しんで、どうやたって助からないだろうとするとき、安楽死を求める場合も出てきます。こういった場合の連携として共済組合等の連携、厚岸には動物病院ないですから、こういったところともどういった連携を結んで、どういった内容が可能なのか分かりませんが、これからの協定を結ぶに当たって、そういった事態も想定しながら共済組合等とどこまで何をやっていただけるのか、できないのか、それらも含めて検討しなければならないのではないかと。

こういう三つのことをちょっと質問したいと思います。お願いします。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず、1点目の避難所等における表示の考え方ですけれども、厚岸町の場合は、やはり今本州のほうで主に起きております風水害での考え方と、やはりちょっと違うであろうと私は思っております。風水害であれば、事前にある程度災害が発生することが分かり、かつ避難場所に事前に逃げるべく時間的余裕があるであろうと。そのような場合は、ペットが可能か不可かというような表示があることによって、避難者がそれを選択するという時間的余裕が生まれるだろうと。こういうときには私は有効であろうと思っております。ただし、地震・津波、特に厚岸町の場合は津波を想定した場合、その表示があることによって、ペットを飼っている人が家の近くに避難をためらうということが、やはり1番大きな問題にはなってくるのではないのかなと考えておりますので、この辺につきましては、危機対策室、私どものほうとしては、とにかくまず地震・津波が発生した際にはペットの有無に問わず、関わらず、命を守るための行動ということで、避難場所に、それはペット同伴、どのような状況下であってもいいですから避難をしていただくということが第一であろうと。その次に避難所へ移動するようなことになってくると思うのですけれども、ここでペットの有無の状況によつ

て振り分けができるようになれば1番いいのかなと思っております。そのための受入体制というのを、俗に言う二次避難所と言われているところで、しっかりと対策を取れるように準備を進めていきたいというのがまず1点でございます。

それと、ペットの種類等に関してですけれども、議員おっしゃるとおり、確かに自分のところで馬飼っていたとしたら、それもペットだと言われると確かにペットかもしれないと。この辺については、町内のある程度状況が把握できるであろうというようなこともっておりますし、今、前段で私が申し上げた、とにかく最初は何もかもいいから逃げろというようなところで、じゃあ実際問題、馬を連れて逃げて来た人がいた場合については、その二次避難所に移行する際に、例えばそういう大きな動物、ほ乳類等が、飼うことができるではないですけれども、そこでペットの方と一緒に生活できるような場のほうを、最初から二次避難所のほうで想定をしておくといったようなことが必要になってくるのではないかと。これができれば、このチェックリストをもとにして、様々な事前準備の対策が取っていけるだろうと思っております。

それと3点目のけが等したペットの対応等についてですけれども、厚岸町につきましては獣医師等々がおられませんので、この辺につきましては、果たして近隣の、例えば釧路市にある動物病院の方と連携が図れるのかどうなのかということも、ちょっといろいろ探ってみなければならぬ案件だと思います。圏域全体がやはり被災しているという想定のもとで、その辺の応援態勢が得られるのかどうなのかということも、これにつきましては北海道も含め、関係機関といろいろとちょっと調整をしながら検討させていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、8番、金子議員の一般質問を行います。

8番、金子議員。

●金子議員 質問通告書のとおり、質問いたします。

1、上尾幌駐在所について。

（1）駐在所廃止後、上尾幌で町政懇談会等の開催を検討することだが、その内容について、具体的に説明願いたい。

2、きのこ産業について。

（1）菌床センター運営開始から今日までの生産者の状況について。

ア、廃業した生産者は何人いるか。

イ、廃業した理由を把握しているのか。

ウ、今後、廃業者が出ないようにするために、どのような対応策を取るべきか。

（2）菌床販売について。

ア、菌床を注文してから引渡までの期限があるか。

イ、過去5年間で、引渡期限を越えて売買代金を支払った生産者はいるか。いるとすればね何人で何回あるのか。

ウ、きのこ菌床センター条例施行規則別表備考2には、培養期間が60日を超える菌床については、実費を加算することができるかと規定しているが、この請求はしているの

か。

エ、菌床センターでは、しいたけ以外の菌床をつくって販売することができるのか。

(3) 生産施設用地について。

ア、町が所有している生産施設用地は、きのこ生産以外の農業に使用することは可能か。仮に可能だとすれば、その場合、町で何らかの支援策を考えられないか。

質問は以上です。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、金子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の上尾幌駐在所について、「駐在所廃止後、上尾幌で町政懇談会等の開催を検討するとのことだが、その内容について具体的に説明願いたい」についてであります。7月31日に開催した上尾幌地区での駐在所廃止に関する説明会の際の意見として、「年に何回か地域住民から意見を聞くことは考えていないのか」との質問に対して、担当課長から「過去には地域で懇談会として意見を聞いた事もあり、検討したい」とお答えしたところであります。

駐在所廃止後における地域住民の意見を聞く場については、来年4月以降に、自治会と相談をさせていただき、その必要性とあり方について、検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のきのこ産業についてのうち、(1)、アの「廃業した生産者は何人いるか」についてであります。現在までに、しいたけ菌床栽培に着業した生産者は36人で、そのうち廃業した生産者は28人です。

次に、イの「廃業した理由を把握しているのか」についてであります。個々の廃業理由については調査等を行っていないため、本人からの申し出があったもの以外については詳細な理由は把握しておりません。

次に、ウの「今後、廃業者が出ないようにするために、どのような対策等を取るべきか」についてであります。生産者の経営の安定化を図ることが重要であることから、良質で安価な菌床を生産者へ供給し、生産技術について種菌メーカーの協力のもと指導を継続していくことが必要と考えております。

次に、(2)、アの「菌床を注文してから引渡しまでの期限があるか」についてであります。条例や規則には引渡しの期限を規定していませんが、おおむね60日培養した菌床を販売することを目安としていることから、契約時に菌床センターと生産者で双方の都合に合わせた引渡期限を設定しております。

次に、イの「過去5年間で、引渡期限を越えて売買代金を支払った生産者はいるか。いるとすれば、何人で何回あるのか」についてであります。当初契約時の引渡期限を越えて支払った生産者は5年間で3人おり、計8回です。

これらは、いずれもやむを得ない理由により契約に基づく期限の延長の申し入れがあったものであります。

次に、ウの「きのこ菌床センター条例施行規則別表備考2には、培養期間が60日を超える菌床については、実費を加算することができる」と規定しているが、この請求はして

いるのか」についてであります。現在までに引渡期限の延長により60日を超えた場合であっても、その菌床のためだけに培養費用が掛かったケースはないことから実費の請求はしておりません。

次に、エの「菌床センターでは、しいたけ以外の菌床をつくって販売することができるのか」についてであります。菌床センターで取り扱う品種については規則で定めており、現状では、しいたけ品種のみとなっていることから、しいたけ以外の菌種をつくって販売することはできません。

次に、(3)、アの「町が所有している生産施設用地は、きのこ生産以外の農業に使用することは可能か。可能だとすれば、その場合、町で何らかの支援策を考えられないか」についてであります。生産施設用地については、平成10年に、きのこ生産者の誘致を目的に、きのこ栽培に必要なビニールハウス等の建設ができるよう、土地の取得と造成を行ったものでありますので、きのこ生産以外の用途に使用させることは考えておりません。

以上でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 まず、上尾幌の駐在所のところ。先に5番議員も質問したので、そのことについて私も上尾幌在住の町議として、上尾幌から次々と町の施設がなくなるのは仕方のないことだと思うのですが、地域住民も行政サービスが低下することを不安に思っている。ぜひ住民の声も、先ほど言っていたように、十分に聞いて、取り進めていただきたいと思います。

次に、菌床センターの運営されてからの生産者の廃業した生産者が何人いるかというところでは、36人のうち28人ということは、80%の人が廃業している状態だと思うのです。やはり廃業した人の数の多さというのは、ちょっと異常なくらい多いかなと思ひまして、次につながる廃業した理由を把握しているのかというところで、調査をしていないということだったので、廃業した理由を明確に調べないと問題というのが分からない状況で、例えばどこか自分で飲食店をやっている潰れたとか、廃業したとかというのはまた違って、厚岸町は新規の生産者を今現在も募集している状況です。その募集している厚岸町が廃業した理由を調べない、問題も把握できていないという状態ではないのか。

また、新規の生産者は故郷を離れ、新たな希望を持って厚岸に来て、人生を賭けている方も実際、生産者について、いろいろ話も聞いてきております。

まずは、廃業者がなぜ28人も出てしまったのか、再度実態の調査をしていただきたいと思います。

町長はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

十分、地域の意見を聞いて、取り進めてほしいということでもありますので、そちらにつきましても、4月以降、自治会のほうと連絡を取りながら、廃止後の意見と、そこら辺、新たなものが出てくることもありますので、そこら辺は連絡を取って進めていきたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 私のほうからは、きのこ生産者の廃業の関係でございます。

今、28人廃業と申し上げましたが、この方たちにつきましては、ここ数年ではなく、菌床センターが平成8年度に供用開始をしてから25年間、この間の人数でございます。

当時の菌床センターで町が支援を始めたきっかけではありますが、いわゆるほだ木で重労働、しかも高齢の方が多という部分で、これらを軽作業かすることで新たな産業として違う道を歩みながら発展させることができないかということで、先の議会でもお答え申し上げましたが、その当時で2年後には生産量が3倍にもなっているということで、28人の中にはそのときにほだ木から移行された方が結構いらっしゃいました。ですので、25年間の間で当然高齢により廃業された方がこの中には結構な数がいらっしゃるかと考えております。

また、今、新たに、新たな思いで厚岸町でしいたけのためにとというお言葉あったかと思いますが、これにつきましては、当然その議員がおっしゃることもあろうかと思えます。ただ、一つの生業としてやる上では、本人の様々な事情が絡んでおりますし、いろいろな自分のやり方によって成功する場合と若干そううまく波に乗れないケースもあろうかと思っております。その部分につきましては、当然、あらかじめそういうお話、相談があれば、センターとしても相談をしながら、今でも継続してやっている方もいらっしゃいます。

それと、調査すべきではないかという部分でございますが、1回目の町長の答弁にもありましており、特別に本人から伺っているもの以外については把握しておりませんが、それ以外についてはほとんどが高齢や体調の不良ですとか、そういう理由だと押さえているところでございます。

それと、あらためて調査をするというのは、この25年間の中のやめられた方について、今となつては調査のしようがない方も当然いらっしゃいます。

それと、それを調査しなければ問題が分からないというようなご質問かと思えますが、町としてはこのきのこ菌床を使って生産する上で、こういうふうにやっていけば、今いらっしゃる方と同じように着業できると、きちんと生産できるということを考えておりまして、問題点につきましては、それなりに把握しているつもりでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 今、お答えいただいたように問題点、やめていった廃業理由というのはそれぞれで、何が事実かは分からないのですが、例えば調査してみるということから始め

るといふことも考えていただきたいと思うのは、やはり新しくやる方が夢と希望を抱いて来て、ここに来て、生産者になろうと思って来ているのに、後からいろいろなことを聞いて、事実が思っていたのと違うと。やはり、そういう話を廃業した生産者や現在の生産者からも聞くので、いろいろ調査すること自体が何か問題があるのか分からないのですが、近々でも廃業した生産者っていて、自分も携帯電話の連絡先も分かるのです。やはり、全員に調査しろというのは理想ですけれども、現在、現状でできるとは思えないので、分かる範囲でもまず調査をして、こういう問題点があって、こういう問題点を解決するにはどうしたらいいか、新しくやりたいと思う人にこういう問題でこれだけやめていった人がいるよとかという説明もあってもいいくらいの、やはり投資をして人生を賭けてやらなくてはだめな業種だと思うので、あらためて調査のほうのご検討をさせていただきたいと思います。

続いて、廃業者が出ないための対策というところで、お答えいただいた内容はいろいろ町政執行方針だったり、いろいろなところに書いてある安価で良質な菌床の提供、そのとおりだと思うのです。やはり、いい菌床がないといいしいたけも出ない、そのとおりだと思います。

ただ、平成10年頃、役場で新規の生産者を募集して、新規の生産者が上尾幌に来て、そのとき説明会をしたという話を聞いておりました、そのときの説明会の内容というのは、100グラム平均100円で、1菌床から500グラム採れるという説明のもと、厚岸町は新規の生産者を募集しておりました。

生産者に確認したところ、現在は森産業さんの買取価格も下がり、当時の正直半分近くになっていると現状聞いております。ただ、経費のほうはその当時というのはすごく灯油も安くて、大体大まかですけれども、全てにおいて経費というのは、その当時二十何年前、平成10年と比べて倍くらいになっていると生産者がやはり嘆いておりました、その当時の町の対応策に今と比べて大きな進展が感じられないのです。その状況で新規の生産者を募集して、廃業者にならないと考えているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、大変申し訳ありません。センターのほうで、町のほうで今いらっしゃる生産者から伺っている内容と、ちょっと議員のほうで伺っている内容と合わない部分がありますが、ちょっとその辺はご勘弁いただきたいと思います。

まず、人生を賭けて今後いらっしゃる方につきましては、そのようなことがないように、十分詳しい説明をさせていただきまして、その昔のこととはまた別な話として、十分に疑問点をお伝えした上で、またどのような課題があって、市場価格がどのように推移しているか。それと今世界的に中国産の菌床の流入というお話もございまして。そのような背景も全て説明した上で、受入体制を築いてまいりたいと考えております。

それと生産者が嘆いていらっしゃるというお言葉ですが、確かに、実は先ほど申し上げた中国産の菌床の影響もありまして、流通の中で単価が下がっているというお話はメーカーを通じて地域にも、また町のほうにも伺っているところであります。ただ、半値

近くというのは、やはり商品の物にもよりますし、それとこれにあわせて、それも見越した上で、町のほうでは地域の要請を受けまして、菌床料金の値下げという形でさせていただいております。

それで、今現在、確かに中国産の影響もありまして、市場価格が落ちているという部分は、私たちにとっても課題だと考えておりますが、今の段階で、生産者とお話している中では、これがすぐに廃業だとか、そういうような形で言うお話は何っておりません。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 町の考えは理解できました。言っていることは。そうすると、次、菌床の販売についてというところに入らせていただきます。

イの引渡期限を越えた、何人、何回あるかというところで、要はお答えいただいた回数と人数というのは、菌床価格の見直しや陳情して価格が下がっている状態のときの回数だと思うのです。5年前からの話なので。その状態でも期限が遅く、期限というものがあるのかないのかも含めても60日を超えて持っていつてるということは、やはり経営が厳しいということではないのかなと心配しているのですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今、引渡期限は最初の答弁のとおりございませんが、双方で設置した契約時の期限を越えた方という方は、今言った人数と回数でございます。ただ、その理由につきましては、病気による入院、いわゆる契約上にあるやむを得ない理由と認められるものという部分でございますので、それは経営の部分が苦しくて持っていけないということではございません。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。そうであれば安心できる部分ではあると思うのですが、次に、やはり今の話の中で、例えば菌床の価格というのは、おおむね60日で持っていくという想定で菌床の価格で菌床価格というのができていると思います。生産者の中には、菌床を培養期間30日で持っていかなざるを得ない、持っていつている、そういう生産者もいまして、菌床価格は例えばいろいろな事由があり、60日を超えて90日、百何十日ということ、いろいろな事情もあると思うのですが、培養するということは冬であれば特に暖房も使う、菌床というのは乾いてはだめなので水も毎日まいている、それには人件費もかかる、いろいろな経費もかかっていると思うのです。それで、培養期間60日以内で持っていくという生産者と60日を超えて持っていく人、その生産者が同じ金額で菌床を買わないというのが公平性に欠けるのではないかと考えております。また、生産者からも自分は期日を生産者の中では、その期日があるから30日で持っていく、十何日で

持っていったる玉もあると、だけれども値段は同じだという声も聞いております。

まずは規則というか契約書のほうに1菌床当たり60日を超えた場合の実費というところの文言があるので、菌床1個当たり1日の、どのくらい培養費用がかかるかなど、基準というか、そういうものをつくってはどうかというところでお答えいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 60日を目安に出荷している部分で、今の30日で持っていかざるを得ないというような言葉だったかと思いますがけれども、私が聞いている中では生産者の都合で持っていったる方はいらっしゃいますが、仕方なくということはないと思います、まず。

それと、この菌床センターにつきましては、当初の目的どおり、生産者のために町がてこ入れする部分でございます。決して締め付けるようなとか、厳しくする部分については、取り決めとしてある部分については当然、今回は実費がかかっておりませんでしたので請求していないというお答えをさせていただきましたし、これはやみくもに理由もなく引渡期限を過ぎて、当然実費がかかったものについては、当然費用の請求について検討させていただきたいと考えております。

まず、この60日というのは、実は過去には、今おっしゃった冬場に長期間菌床センターに置けば、自分のところに経費がかからないだろうというようなことが過去にあったと伺っております。これは60日という設定を、この備考に書いたのは、実は地域の皆さんと取り決めをした内容でございます、生産者のほうも60日を超えて持っていくと、培養の仕方が、やはりそれぞれテクニックとか、あるものですから、超えて持っていきたくない、60日で持っていきたいというような方ばかりです、今は。ですから、想定上ではそういう方はこの後出てこないのではないかと考えておりますが、当然、不公平のないような形では考えさせていただいておりますし、また、地域の方で30日、要は早めに持っていった場合のお話は、値下げをする前には、実は一つの値下げに変わる代替案として生産者とお話したことはございますが、値下げをしたことによりまして、その案について、そのお話というのは現在、正式にはいきていないのかなと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 大体お話の内容が分かり、経緯も分かってきました。町側の言い分として。それをお願いしたいとか、こちらの要望という形かもしれないのですが、もし早めに持っていったら、例えばその分安くなるなら早めに持っていきたくとかという生産者がいるとすれば、できる、できないは別として、相談に乗ってあげて、スタイルを、選択肢を増やして、やはりコロナで売上げも減少している生産者もいると思うので、そういう対応を協議しながら進めていただくような体制を取っていただきたいと思います。

次、菌床センターでしいたけ以外の菌床をつくって販売することができるかと言うこ

とで、現状はできないということでしたが、例えば今、菌床センターでしいたけ以外のものを実験的にでもいいので、何かやっているというところの、やっているか、やっていないか。あとはどのような状態か。そういうことを聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、最初の質問のほうでありますけれども、仮に30日、要は早めに引き取った場合についての価格の変更ができないかというようなお話は、今現在はあまり聞こえてきておりませんが、当然、様々な今までの経緯があるわけでございますから、そこを含めて検討することは考えたいと思います。そういうお話が出た場合につきましては。

それと、現状の規則に乗っている品種以外でしいたけがないものですから、現状ではできませんというお答えですが、菌床センターにおきましては、現在、別な、しいたけではないきのこの品種につきまして、実は1年前よりも希望というか、やってみたいというような思いを持たれている方が出てきたものですから、その可能性につきまして、菌床センターでそのしいたけ以外の品種について試験栽培を現在行っております。

これにつきましては、当然、販売に至った場合については、種菌メーカーが設定している1個当たりからの収穫量が本当にうちが生産した菌床で採れるのかということで、現状は今、培養期間60日が過ぎまして、ちょうどこれから発生させて、メーカーさんに指導をいただきながら、本当に菌床センターでつくった菌床からメーカーが推奨するだけのグラム数が採れるのかというところを検討している段階でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ということは、現状では試験的にやっていて、今試しているのはどのくらい採れて、生産者に売っていいレベルの菌床ができるかどうかを試しているということですか。例えば、それがメーカー側が500グラム採れるものだとところで300グラムしか採れない、700グラム採れた、こういうところを見極めるために試験栽培しているということでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、1菌床当たりの収穫量の確認、これは最大の目的であります。また、当然収穫したものについては、地域の生産者に影響のない範囲で、販売をして、それが果たしてこの地域の、その品種が求められる品種なのかどうか。同じ道内でも他地域では高値で取引されていても、この辺で果たして需要があるのか、そういうことについても確認をしたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ということは、生産者一人でも、例えばなのですけれども、まいたけでもしめじでもいいので、やりたいと思ったらセンターのほうに相談して、こういうものちょっとやって商売にしてみたいのだけれどもというお話があれば、町としては、例えば規則か何かでしいたけ以外をつくれないうか、そういうことはないということよろしいのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 基本的に町のほうは、そこまでの発展した考えは当初は持っておりません。また、現在も生産者の意向というのが明解に見えてきておりませんので、まだそこまでの想定はしておりませんし、ただ、しいたけ以外の品種につきましては、当然、皆さんもスーパー等でご存知かと思えます。大手の企業が入っておりまして、そこに果たして流通に入れるのかという大きな壁があると私は思っております。まいたけであれ、ほかのしめじであれ、それを一人の方が、まずその方が本当に流通に乗せて、しいたけよりも高値、安定で取引できるのかということ、やはり町としては何でもセンターのスケジュール感もありますし、それに伴う消毒というのでしょうか、洗浄ですとか、品種によっては今やっているしいたけ以外のものについても、実はしいたけとちょっと違う形で、部屋を工夫しなければできないものもあります。そうなってくると、今の全ての生産者がやっているしいたけ生産自体に影響が出ないとも限りませんので、その当たりについては、一個人のご希望というか、やはり地域としてそこに向かっていくかどうかという部分がやはり重要であると考えておりますし、何よりもその方が果たしてその大手メーカーに勝てるような流通経路を持っていらっしゃるのかどうか、そういう部分も当然、センターの目的にきのこ生産に関する指導という部分ございますので、そこら辺はそのお話があった段階で検討する材料かと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 丁寧な、詳しい詳細のほう、ありがとうございます。大体、考え方としてはどういうふうを考えているかというのが分かりました。

次のところで、生産施設用地の話についてなのですが、生産施設用地というのはきのこ以外、現状できないという回答だったのですが、生産施設用地というのは一般財産ということで間違いないのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 財産の分類上は普通財産ということになります。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 すみません、表現がちょっと、自分のほうが中途半端な内容で、普通財産ということですね。普通財産というのは、使用目的というのは何か、例えばきのこしかできないとか、そういうような使われ方をするものなのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 町の財産管理する総合政策課からお答えさせていただきたいと思います

普通財産でありますので、行政財産でいきますと公用、公共目的であります。普通財産でいきますと用途は決めてはおりません。

ただ、今回のこの生産施設という部分では、今、こちらのほうが普通財産となっておりますが、やはり町の政策上、このきのこのやる生産者を一人でも増やしたいということで、この政策をもとに造成してきたということでもあります。そういった中では、普通財産とはいえ、やはり町の政策上、ぜひきのこをやるために、ここの部分につきましては、普通財産とはいえ、きのこの生産をしていただきたいと思いますということでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ということは、ルール上は規制はないけれども、町としての要望できのこをやる人に使ってほしいのか、きのこをやる人しか使えないのかということころは、ちょっと回答と重複している部分があるかもしれないのですが、どちらになりますか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 最初の町長からの答弁でもありますように、このきのこの生産用地、施設用地ですから、町としての施策でここを造成してきのこ生産者を増やしていきたいという部分でありますので、普通財産とはいえ、町がやはり目的がありますので、その部分につきましては、きのこの生産施設として使っていただきたいと思いますということでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 町の考え方は理解できました。自分もいろいろ農業のことや上尾幌のきのこ以外の発展のこととかも含めて、国の農業担当者からアドバイスいただいた話がありまして、現状、しいたけ栽培の専業だけではなかなか厳しく、兼業することも必要だと国の農業担当者が考えておりました。なので、兼業というときに、例えば、先ほどメーカー側の買取が下がっているというお話は、もう課長たちも聞いているということだったのですが、そのときに夏と冬で価格差が結構大きいと聞いておりました、そのときに、安いときに違うものを作って、しのいで高いときに売るとか、例えばですが要望があるか、ないか、生産者から要望があるか、ないかではなく、一つの選択肢としてそういう

選択肢を取りたいと思ったときに、何か町としてご協力いただける部分とか、生産用地、上尾幌が、無理であれば上尾幌で今の現状のきのこの生産用地では無理かもしれないのですが、そういうところを何か考えていただきたいと、支援策も含めて、きのこ以外のことを兼業でやったりする方に対して、何か考えていただきたいと思うのですがどうでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、私のほうからは町有地の土地の話をさせていただければと思います。例えば、先ほど議員もおっしゃったように、上尾幌以外で、例えばこういうような何かをやるといった場合は、確かに町には町有地あります。それは町の財産でありますので。ただ、やはり使用目的、それと、やはりその使用目的によって近隣に何か影響がないかというところを見ながら、その使用の許可をして、契約をさせていただくということになりますので、もしそういうようなご相談がありましたら、総合政策課のほうに言っていただければと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） その他の農業等の関係でございますが、ちょっと具体的にどういうものかというのも分からない部分がございますけれども、特に今のご質問の中にある上尾幌の地域については、当然、施策の中で集約的に同じ品種をやることによって、効果的な生産ができるのではないかという目的もございますので、かといって今おっしゃった兼業の部分という部分を排除するつもりはございません。ただ一方で、本当に今後その業種が多くの方が着業されるものなのか、そうでないものか、そのものの具体的な内容を伺った上で、それにつきましては、農業の兼業の関係につきましては、個別にご相談いただければと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 今、課長から伺った話の、水産農政課長のおっしゃっていた話だと、その兼業するものというか、そのやるものが、多くの方がやるかどうかというところにこだわっているような感じがするのですが、例えば新しいものをやってみようと思って、厚岸でやってみようと思って来る人もいると思うし、いてほしいと思うのですけれども、そういうときに、やはりみんなと同じ右向け右のものの商売をやる場合はいろいろ対応策があるし、そこの部分を重点的に、多くの方がやるもの、例えば厚岸町でいけば酪農業とかかもしれないのですが、それこそフルーツつくってみたいとか、バナナつくってみたいという人もいるかもしれないのですけれども、そういう考えの人をちょっと排除する感にならなかなと危惧するのですがどうでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今までにこの地域にないものを私は想像しておりますので、そういうものが、既存の支援策がないということでもありますので、果たしてそれが大勢の方でないからということは申し上げておりません。果たして、相談受けたものが、例えば国や道のほうで、もしくは町の中で、違う角度で、例えば新規起業だとか、何かに引っかかるものがあるかもしれませんので、それについては具体的な内容をもって相談を受けるべくものということでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。では、例えば厚岸町にないものでも新規でやりたいと思ったら、水産農政課のほうに、ちょっとこういうふうと考えていると相談に行けば、相談には乗ってもらえて、いろいろご協力、どこまでできるかは分からないけれども、お力沿いというか、できる部分でお力沿いいただけるということによろしいと、今の話で思いましたので、これで終わりたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時42分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年9月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 6 1 号

令和 3 年度 厚岸町一般会計補正予算（4 回目）

提案理由説明書



ただいま上程いただきました、  
議案第61号 令和3年度厚岸町 一般会計補正予算から  
議案第65号 令和3年度厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算の  
提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第61号  
議案書、1ページであります。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）

令和3年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。  
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,356万1千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、100億1,727万5千円  
とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。  
歳入では、7款11項、3ページから4ページ、歳出では、11款22項にわ  
たって、それぞれ、1,356万1千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

15款 使用料及び手数料 1項 使用料

5目 1節 商工使用料 9万5千円の減

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、

「桜・牡蠣まつり」及び「牡蠣まつり」が中止になったことからの露天出店料の減であります。

16款 国庫支出金 1項 国庫負担金

1目 民生費国庫負担金 1節 社会福祉費負担金

低所得者保険料軽減負担金 10万9千円の増

介護保険料軽減分の負担金の増であります。

2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金

1節 総務管理費補助金 669万1千円の増

空き家対策総合支援事業補助金 125万円の増は、

空き家等除却に対する補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「空家等除却促進補助」において説明いたします。

疾病予防対策事業費等補助金 344万1千円 新規計上は、

健康管理システム改修に伴う補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整備事業（健康管理）」において説明いたします。

なお、102万円は衛生費国庫補助金から総務費国庫補助金への予算各目の振替えで、242万1千円の増額計上であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 200万円の増は、

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に係る交付金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「事業者感染症防止対策支援」において説明いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

3目 衛生費国庫補助金 1節 保健衛生費補助金 33万円の減  
母子保健衛生費補助金 69万円の増は、  
産前産後サポート事業に伴う補助金の増であります。  
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「妊娠・出産包括支援」に  
おいて説明いたします。

疾病予防対策事業費等補助金 102万円の減は、  
衛生費国庫補助金から総務費国庫補助金への予算各目の振替計上であります。

8目 教育費国庫補助金  
7節 防衛施設周辺整備事業補助金 2,730万円 新規計上  
特定防衛施設周辺整備 調整交付金（温水プール運営）について、  
充当事業の「温水プール施設整備事業」に伴う計上であります。  
なお、内容につきましては、歳出予算において説明いたします。  
また、交付金の最終的な充当配分については、今後の交付決定額を踏まえ、  
補正対応いたします。

3項 委託金 1節 総務費委託金  
自衛官募集事務委託金 2千円の増  
交付確定による増であります。

17款 道支出金 1項 道負担金  
1目 民生費道負担金 1節 社会福祉費負担金  
低所得者保険料軽減負担金 2万円の増  
介護保険料軽減分の負担金の増であります。

2項 道補助金  
4目 農林水産業費道補助金 2,419万8千円の減  
2節 農業費交付金  
中山間地域等直接支払交付金 2,565万円の減は、  
交付見込額による減であります。  
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「中山間地域等直接支払事  
業」において説明いたします。

多面的機能支払交付金 5万1千円の増は、  
交付額確定による増であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「多面的機能支払交付金事業」において説明いたします。

### 3節 林業費補助金

未来につなぐ森づくり推進事業補助金 542万9千円の減

豊かな森づくり推進事業補助金 683万円の増

「未来につなぐ森づくり推進事業」が終了し、新たな事業である「豊かな森づくり推進事業」の創設による補助金振替計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「民有林振興対策事業」において説明いたします。

### 5目 商工費道補助金 1節 商工費補助金

消費者行政推進事業補助金 11万円の増

交付額確定に伴う補助金の増であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「消費者行政推進」において説明いたします。

### 8目 教育費道補助金 3節 保健体育費補助金

地域づくり総合交付金（温水プール運営） 1,510万円の減

特定防衛施設周辺整備調整交付金への充当財源振替えによる減であります。

### 3項 委託金

#### 1目 総務費委託金 4節 選挙費委託金

衆議院議員選挙費委託金 137万円の減

執行経費見込み減による計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「衆議院議員選挙」において説明いたします。

#### 4目 農林水産業費委託金 1節 農業費委託金

道営土地改良事業監督等補助業務委託金（農地） 22万3千円の増

交付額確定に伴う補助金の増であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「道営土地改良事業監督等補助業務委託事業」において説明いたします。

次ページ

19款 1項 寄附金 4目 衛生費寄附金

2節 環境政策費寄附金 2万4千円の増

イオン北海道株式会社 様からの寄附金であります。

21款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

7,652万4千円の増

補正財源調整のための計上であります。

22款 諸収入 6項 3目 3節 雑入 55万1千円の増

主に、

空家等対策緊急安全措置費用徴収金 15万円新規計上は、

厚岸町空家等対策の推進に関する条例第12条の規定に基づく、緊急安全措置による所有者負担費用の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「空家等対策」において説明いたします。

農業者年金業務委託金 7万6千円の増は、

交付金増額による計上

各鉄くず売払代の増は、老朽化した公用車の更新に伴う売払代であります。

その他説明欄記載のとおり、収入見込みによる補正計上であります。

23款 1項 町債

9目 1節 臨時財政対策債 5,690万円の減

発行可能額確定に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

13ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 75万5千円の増

主に、

総務産業常任委員会及び

厚生文教常任委員会の道内視察研修に係る経費の増額補正であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 目 一般管理費

危機対策一般 補正額ゼロ

財源内訳補正であります。

4 目 情報化推進費 9 2 1 万 1 千円の増 次ページにわたり

主に、

総合行政情報システム運営 5 1 万 6 千円の増は、

主に、新規採用職員に伴うシステムライセンス追加費用と事務用備品購入 6 万円新規計上は、老朽化により使用不能となったカラープリンター 1 台の購入費の計上、

厚岸情報ネットワーク 1 9 0 万 6 千円の増は、

主に、光ケーブルほかネットワーク設備修繕料と地上デジタル放送の電波障害に対する電波状況調査委託料の計上、

厚岸情報ネットワーク整備事業 2 7 1 万 2 千円の増は、

ネットワーク電柱移転架線の共架変更に伴う増、

総合行政情報システム整備事業（番号制度） 1 5 3 万 2 千円の減は

6 月補正予算に計上したロタウイルス予防接種及び新型インフルエンザ予防接種に伴う健康管理システムの改修費を総合行政情報システム整備事業（健康管理）へ振替え計上、

総合行政情報システム整備事業（健康管理） 5 5 9 万 1 千円 新規計上は、

ロタウイルス予防接種及び新型インフルエンザ予防接種に伴う健康管理システムの改修費の事業振替えと、健診等機関から提出する健診結果情報が標準化されることに伴い、健康管理システムに取込機能の構築とその情報を副本登録する改修費の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

7 目 文書広報費

広報 1 0 万円の増は、

暮らしの便利手帖作成に要する町の全体図及び市街地の地図データ使用料の計上であります。

10目 企画費 265万円の増

空家等対策 15万円 の増は、

早期の対応を必要としていた奔渡7丁目にある空家等について、8月10日の暴風警報発令時の暴風雨により、屋根、外壁等が飛散し倒壊寸前の状態となり、隣接する住宅に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると判断し、所有者に対し、適切な対応をしていただくよう、再三にわたり電話等により連絡を行っていたが、不通であるため、直ちに特定空家等に認定し、厚岸町空家等対策の推進に関する条例第12条の規定による緊急安全措置を講じた費用の計上であります。

次ページ

空家等除却促進補助 250万円の増は、

厚岸町空家等除却費補助金交付要綱に基づき、空家等の除却費用に対し、上限額50万円、5件分の増額計上であります。

12目 車両管理費

公用車管理 51万5千円の増は、公用車5台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

4項 選挙費

2目 町長選挙費 733万8千円の減

3目 町議会議員補欠選挙費 138万5千円の減

次ページにわたり、

各選挙事務執行確定に伴う減額補正であります。

4目 衆議院議員選挙費 220万1千円の減

消耗品費 26万8千円の増は、主に、感染症対策用消耗品の計上

投票用紙読取分類機設定等委託料 19万3千円の増は、購入した読取分類機の投票用紙のデータ設定に対する委託料の計上、

事務用備品購入 266万2千円の減は、執行額確定による減であります。

### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費 2 目 心身障害者福祉費

心身障害者福祉一般 1, 165万2千円の増は、令和2年度に交付された障害者自立支援 給付費 国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上であります。

#### 4 目 老人福祉費

介護保険特別会計 39万7千円は、繰出金の増であります。

#### 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費

児童福祉一般 次ページにわたり

児童手当国庫負担金等返還金 72万1千円の増は、令和2年度に交付された児童手当 国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上であります。

#### 5 目 児童館運営費 28万1千円の増

経年劣化により、腐食が激しい物置1棟の購入費の計上であります。

### 4 款 衛生費

#### 1 項 保健衛生費 2 目 健康推進費

妊娠・出産包括支援 138万円の増

産後ケア事業利用見込件数増に伴う利用料助成の計上であります。

#### 3 目 墓地火葬場費

霊園 38万4千円の増

町民のお墓等の所有状況や取得希望などのアンケート調査に要する経費の計上  
であります。

#### 7 目 諸費

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保 補正額ゼロ

次ページにわたり

新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に対する経費の計上で、

主に、会計年度任用職員報酬 96万1千円新規計上と健康保険料ほか 13万8千円の増は、パートタイム会計年度任用職員2名分の計上、通信運搬費 246万4千円の増は、主に予防接種予約に係るフリーダイヤル通話料の増、

予防接種業務委託料 853万5円の減は、集団接種委託及び個別接種業務委託の減、予防接種予約業務委託料 764万5千円の増は、接種予約をコールセンター業務へ移行したことによる委託料の新規計上、事務用備品購入 6万4千円の増は、予約票を読み取るバーコードリーダーの購入費の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込額の増減であります。

## 2項 環境政策費

### 1目 環境対策費 10万円の増

環境対策寄附金を財源とした環境保全基金への積み立てであります。

### 2目 水鳥観察館運営費

厚岸水鳥観察館 22万円の増

カヌー乗降施設の土砂撤去作業による手数料の計上であります。

### 4目 ごみ処理費

ごみ処理場管理 150万6千円の増

修繕料 115万円の増は、

主に、ごみ処理場で、毎日稼働している重機（バックホー）の修繕料の計上、木質系廃棄物処理委託料 35万6千円の増は、処理見込み量の増による計上あります。

### 5目 し尿処理費 334万4千円の減

汚水処理施設管理 235万4千円の増は、

汚泥破碎ポンプ及び流量調整槽攪拌ポンプ修繕料の計上で、汚水処理に支障を来すことから、汚水処理施設設備整備事業の工事請負費により各2台分の整備を予定していましたが、各1台分に減額し、修繕料に振替える計上であります。

汚水処理施設設備整備事業 569万8千円の減

工事請負費から修繕料に振替える減額補正であります。

## 25 ページ

5 款 農林水産業費

1 項 農業費 2 目 農業振興費 3, 4 1 3 万 3 千円の減  
中山間地域等直接支払事業 3, 4 2 0 万 1 千円の減は、  
交付金制度の改正に伴い、交付対象農用地面積が変更になったことによる補助  
金の減額補正であります。

多面的機能支払交付金事業 6 万 8 千円の増は、  
交付対象農用地面積が、確定したことによる補助金の増額補正であります。

3 目 畜産業費

町営牧場堆肥舎整備事業 3 1 2 万 4 千円新規計上は、昨年度発生した火災に  
より屋根及び壁が一部焼失したことによる改修工事費の計上であります。

5 目 農地費 2 2 万 4 千円の増

道営土地改良事業監督等補助業務委託事業について、  
草地整備及び農地防災事業に伴う事務費の計上であります。

2 項 林業費 2 目 林業振興費

民有林振興対策事業 2 2 7 万 7 千円の増は、  
主に、カラマツ苗木単価の増に伴う補助金の計上であります。

3 項 水産業費

1 目 水産業総務費 2 2 7 万 5 千円の減 次ページにわたり、  
主に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した「港まつり」に係る  
各負担金の減と、水産業対策協議会 2 5 万円の減は、事業精査による負担金  
の減であります。

2 目 水産振興費

釧路昆布普及協議会 5 0 万円の減は、  
新型コロナウイルスの感染拡大防止のための事業精査による負担金の減であり  
ます。

5 目 養殖事業費 3 8 0 万 2 千円の増

カキ種苗センター 補正額ゼロは、  
財源内訳補正、

カキ種苗生産 88万6千円の増は、  
主に、ポンプなど種苗生産に要する資材購入費の計上

水産増養殖調査研究 116万8千円の増は、  
主に、カキの高品質化に向けた調査研究事業の実施に伴うカキ養殖実証試験  
現地視察旅費と試験研究用消耗品及び調査分析用機器借上料ほかの計上、

カキ種苗センター備品整備事業 174万8千円 新規計上は、  
経年劣化による種苗生産に要する器具乾燥器1台、薬用小型冷蔵庫1台、薬用  
冷蔵庫1台の購入費の計上であります。

#### 6款 1項 商工費 次ページ

##### 1目 商工総務費 17万円の増

主に、消費者行政推進 17万6千円の増は、消費生活啓発用リーフレット作  
成費の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4目 観光振興費 補正額ゼロ  
財源内訳補正であります。

##### 5目 観光施設費 120万2千円の増

主に、経年劣化により破損が激しいあつけし望洋台トイレ入口雨除け屋根ほか  
の修繕料の計上で、その他説明欄記載のとおり、財源内訳補正の計上でありま  
す。

##### 6目 諸費

事業者感染症防止対策支援 200万円の増、  
事業者の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、  
設備等の導入見込3件と予防資材の購入見込11件に対する助成金の計上であ  
ります。

なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨  
時交付金を充当するものであります。

#### 7款 土木費

##### 1項 土木管理費 2目 土木車両管理費 315万7千円の増、

ダンプトラックほか6台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

2項 道路橋梁費 次ページ

1目 道路橋梁維持費 715万4千円の増  
道路橋梁管理 544万3千円の増は、  
主に、町道及び排水管修繕料の増

建設機械等整備事業 316万6千円の減は、  
事業費確定による減、

町道歩道整備事業

橋梁長寿命化整備事業 それぞれ補正額ゼロは、  
事業内予算の組み替え計上、

筑紫恋道路ほか整備事業 88万4千円の増は、  
路面性状調査の結果による、概数の確定により不足となる工事請負費の計上、

望洋台7号通り排水管整備事業 399万3千円 新規計上  
経年劣化により排水管が破損し、大雨の際に周辺道路の冠水、交通障害が発生  
する恐れがあることから、その補修のための改修工事費の計上であります。

次ページ

2目 道路新設改良費 補正額ゼロ  
床潭・末広間道路整備事業 、  
太田門静間道路整備事業 令和2国債分 及び、  
太田2号道路防雪策整備事業 それぞれ補正額ゼロは、  
事業内予算の組み替え補正であります。

3項 河川費 1目 河川総務費  
別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業 令和2国債分 補正額ゼロは、  
事業内予算の組み替え補正であります。

4項 都市計画費 次ページ

3目 下水道費 740万6千円の増  
下水道事業特別会計繰出金の増であります。

5 項 公園費

1 目 公園管理費

公園施設整備事業 304万7千円の増

住の江丘陵公園フェンス施工延長の設計変更に伴う工事費の増であります。

6 項 住宅費 2 目 住宅管理費 35万1千円の増

町営住宅 20万9千円の増は、

宮園団地M2号棟20戸分のガス給湯器点検手数料の増であります。

地域おこし協力隊員住宅 14万2千円の増

地域おこし協力隊員住宅の軒先及び給湯器などの修繕料の計上であります。

8 款 1 項 消防費

2 目 災害対策費 33万7千円の増

主に、消耗品費 26万4千円の増は、主に、9月25日実施予定の防災訓練参加者へ配布する非常用持出袋1,100枚分の購入費の計上、

その他は、第2級陸上特殊無線技士資格取得に要する経費の計上であります。

37 ページ

9 款 教育費

1 項 教育総務費

7 目 諸費 修学旅行予約解約料等支援 79万8千円 新規計上

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、修学旅行の延期による真龍中学校41人分の修学旅行予約解約料の計上であります。

6 項 保健体育費 2 目 社会体育費 23万4千円の減

次ページにわたり、主に、

スポーツ推進委員 17万1千円の減は、

釧路市で開催予定であった北海道スポーツ推進委員研究協議会の会議が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となったことによる、委員報酬及び費用弁償などの減であります。

スポーツ施設 49万5千円の増は、

消耗品費 16万1千円の増は、スポーツトラクター用のタイヤ購入で、機械器具購入 33万4千円の増は、老朽化により使用不能となった肥料散布機1台の購入費の計上、

スポーツ振興 54万8千円の減は、次ページにわたり、

主に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となったB & G大会参加旅費などの減と社会人硬式野球部合宿に伴う歓迎レセプション懇親会費などの経費の減で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 温水プール運営費 5万円の増

温水プール 11万8千円の減は、

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となったB & G大会参加旅費などの減、

温水プール施設整備事業 16万8千円の増は、

特定防衛施設周辺整備調整交付金申請に伴う旅費の計上であります。

11款 1項 公債費 1目 元金 補正額ゼロ

12款 1項 1目 給与費 補正額ゼロ

それぞれ、財源内訳補正であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお開きください。

第2表 地方債補正 変更であります。

臨時財政対策債 5,690万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

6 ページをお開きください。  
地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和2年度末 現在高、121億5,843万円  
令和3年度中 起債見込額、9億4,630万円  
令和3年度中 元金償還見込額、9億8,708万6千円  
補正後の令和3年度末 現在高見込額は、  
121億1,764万4千円となるものであります。

以上で、議案第61号の説明を終わります。  
次に、議案第62号であります。

議案第 6 2 号

令和 3 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3 回目）

提案理由説明書



議案書、1ページであります。

令和3年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（3回目）

令和3年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,636万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、14億5,256万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款1項、3ページ、歳出では、2款2項にわたって、それぞれ、4,636万8千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

7款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

4,636万8千円の増

令和2年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

7款 1項 基金積立金 1目 国民健康保険財政調整基金積立金

1,470万1千円の増

令和2年度からの繰越金のうち返還金を除く金額を基金へ積み立てる計上であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

3 目 償還金 3, 1 6 6 万 7 千円 新規計上

保険給付費等交付金及び国民健康保険災害等臨時特例補助金の精算返還金であります。

以上で、議案第 6 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 6 3 号であります。

議案第 6 3 号

令和 3 年度 厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書



議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（1回目）  
令和3年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、  
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。  
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、600万6千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、7億2,997万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。  
歳入では、2款2項、3ページ、歳出では、1款2項にわたって、  
それぞれ、600万6千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

8ページを、お開き願います。

歳入であります。

5款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金 740万6千円の増  
補正財源調整に伴う増であります。

7款 1項 町債 1目 下水道債 1節 下水道事業債  
140万円の減  
起債対象事業費の減に伴う充当事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費

2 目 管渠管理費 290 万円の増

主に、各中継ポンプ場の修繕料及び維持管理用資材購入費の計上であります。

3 目 処理場管理費 310 万 6 千円の増

主に、返送汚泥ポンプ分解修理ほか処理場の修繕料などの計上であります。

2 款 下水道事業費 1 項 公共下水道事業費 補正額ゼロ

公共下水道事業 補助分は、

社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、事業費調整減及び事業費確定に伴う増減であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 140 万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 64 号であります。

議案第 6 4 号

令和 3 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書



議案書、1ページであります。

令和3年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（1回目）  
令和3年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、  
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。  
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,697万円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、11億2,478万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。  
歳入では、3款3項、3ページ、歳出では、4款4項にわたって、  
それぞれ、3,697万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。  
6ページをお開き願います。

歳入であります。

3款 分担金及び負担金 1項 負担金  
1目 1節 地域支援事業負担金  
配食サービス事業負担金 25万9千円の増  
負担金収入見込みによる増で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「そ  
の他介護予防施策」において説明いたします。

8款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金  
39万7千円の増

9 款 1 項 1 目 繰越金

1 節 前年度繰越金 3, 6 3 1 万 4 千円 新規計上

それぞれ、補正財源調整による増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 4 項 1 目 趣旨普及費 1 0 万 9 千円の減

介護保険料等の改正に伴う周知に要したパンフレットほかの事業費確定による減であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費

2 目 任意事業費 7 6 万 5 千円の増

その他介護予防施策

利用者数増による配食サービス事業委託料の計上であります。

5 款 1 項 1 目 介護給付費準備基金費

1, 4 5 8 万 9 千円の増

前年度の介護保険事業の実績に対する精算交付分を基金へ積み立てるものであります。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金 2 目 償還金

2, 1 7 2 万 5 千円の増

前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第 6 4 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 6 5 号であります。

議案第 6 5 号

令和 3 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）

提案理由説明書



議案書の1ページであります。

令和3年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（2回目）  
令和3年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、  
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、87万6千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億5,159万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページは、  
第1表 歳入歳出予算補正であります。  
歳入、歳出ともに、1款1項にわたって、  
それぞれ、87万6千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金 87万6千円 新規計上  
令和2年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

2款 1項 1目 後期高齢者医療 広域連合納付金 87万6千円の増  
令和2年度決算における出納整理期間の4月と5月の保険料収入分を  
本年度に後期高齢者医療 広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上で、議案第 6 5 号の説明を終わります。

以上を持ちまして、

議案第 6 1 号 令和 3 年度 厚岸町一般会計補正予算から

議案第 6 5 号 令和 3 年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計  
補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第 8 号 令和 2 年度厚岸町水道事業会計決算の認定について

## 提案説明書

## 認定第8号、令和2年度 厚岸町水道事業会計決算の内容について

### 1 ページ

1 概況については、(1) 総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

#### ア 業務状況

(ア) 業務量の状況であります。

令和2年度末の給水人口は、8千167人となり、

前年度に比べ、178人、率で2.1%減少。

給水戸数については、5千183戸で、

前年度に比べ、11戸、率で0.2%の増加。

年間配水量は、130万5千567立方メートルで、

前年度に比べ、4万1千884立方メートル、3.3%増加。

有収水量は、87万4千730立方メートルで、

前年度に比べ、1万6千236立方メートル、1.8%減少。

この結果、有収率は67.0%で、機動的な漏水調査や修理を行い漏水の抑制に努めたものの、老朽化した水道本管や給水管などの漏水の抑制には至らず、有収率は、微減となりました。

今後においても引き続き、老朽化した水道施設の着実な更新整備や機動的な漏水調査などにより、漏水の抑制、早期発見と早期修繕に努め有収率の向上を図ってまいります。

(イ) 建設改良事業の状況であります。

#### ① 配水管等整備事業

配水管布設替工事が2件で、老朽化した筑紫恋地区配水管の更新と床潭末広間道路改良工事に伴う布設替工事を行ないました。

配水管新設工事が1件で、尾幌地区国道44号からゴルフ場方向道道付近の水道本管の漏水が発生し、漏水修理を依頼しましたが、修理資材が製造中止であることから材料調達が困難となり、一部水道本管の布設位置を切替えるための配水管新設工事を行いました。

仕切弁整備工事が1件で、真栄1丁目地区の開閉操作不能の仕切弁の更新を行

ないました。

## ② 設備整備事業

浄水場等の老朽化した設備として、宮園配水池と宮園丘陵ポンプ場配水管切替え、上水道取水ポンプ設備、厚岸浄水場ろ過ペーハー計、設備3件の更新工事を行いました。

## ③ メーター設備事業

新規に36台のメーターを設置し、有効期間が満了した494台を取り替えました。

2 ページ

## ④ 上水道配水管更新実施設計委託業務

筑紫恋海岸前の集落約1キロメートルの区間において、水道管更新に必要な実施設計を行ないました。

2 ページ～3 ページ

## イ 経営状況

(ア) 収益的収支（税抜）であります。

収入の総額、水道事業収益は、2億7千330万9千650円で、前年度に比べ、553万5千645円、2.0%の減収となりました。

支出の総額、水道事業費用は、2億6千412万7千306円で、前年度に比べ、92万366円、0.3%の減となりました。

この結果、水道事業収益が水道事業費用を上回り、

918万2千344円の純利益（黒字）となりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の影響により、家事用の使用水量は増加しましたが、家事用以外の使用水量は減少傾向であり、前年並とはならぬものの給水収益は見込みより増加しました。

今後も、将来に渡り水道が町民生活においてその役割を果たすよう、耐用年数を超える水道施設などの着実な更新整備や更なる収支改善を図り経営基盤の強化に取り組んでまいります。

### 3 ページ

(イ) 資本的収支（税込）であります。  
収入の総額は、5千194万3千300円で、  
前年度に比べ、1千379万6千925円、36.2%増となりました。  
主な収入である企業債は5千80万円で、  
前年度に比べ、1千420万円の増となりました。  
支出の総額は、1億8千210万9千258円で、  
前年度に比べ、2千742万2千283円、13.1%減となりました。  
建設改良費は、配水管の布設替工事、設備更新整備などで  
1億112万7千880円となり、  
前年度に比べ、3千19万8千356円の減、  
企業債償還金は8千98万1千378円で、  
前年度に比べ、277万6千73円の増となりました。

### 4 ページ

- (2) 議会議決事項
- (3) 行政官庁認可等事項
- (4) 職員に関する事項は、記載のとおりであります。

### 5 ページ～6 ページ

- 2 工事については、
- (1) 建設改良工事の概況
  - (2) メーター設備工事の概況
  - (3) 固定資産購入の概況
  - (4) 建設仮勘定の内訳に内容を記載しております。

### 6 ページ～8 ページ

- 3 業務については、
- (1) 業務量
  - (2) 事業収入に関する事項
  - (3) 事業費に関する事項
  - (4) 給水装置工事の状況

(5) 委託調査業務に内容を記載しております。

9 ページ

4 会計については、

(1) 企業債の概況

(2) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算について  
に内容を記載しております。

10 ページ

令和2年度 厚岸町水道事業決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出(税込)

収入

1 款 水道事業収益

予算 2億9千336万8千円に対し、  
決算では、2億9千651万8千851円となり、  
予算に比べ、315万851円、1.1%の増となりました。  
内訳として、

1 項 営業収益

予算 2億5千211万8千円に対し、  
決算では、2億5千526万3千870円となり、  
予算に比べ、314万5千870円の増。

2 項 営業外収益

予算 4千29万2千円に対し、  
決算では、4千29万6千526円となり、  
予算に比べ、4千526円の増。

3 項 特別利益

予算 95万8千円に対し、  
決算では、95万8千455円となり、  
予算に比べ、455円の増。

支出

1 款 水道事業費用

予算 2億7千848万6千円に対し、

決算では、2億7千660万1千614円の執行で、  
188万4千386円の不用額となりました。

内訳として、

1項 営業費用

予算 2億5千499万5千683円に対し、  
決算では、2億5千331万1千297円の執行で、  
168万4千386円の不用額となりました。

2項 営業外費用

予算 2千329万317円に対し、  
決算では、同額の2千329万317円執行で、  
不用額なし。

4項 予備費

予算 20万円に対し、執行はなく、  
全額不用額。

11 ページ

資本的収入及び支出（税込）

収入

1款 資本的収入

予算 5千194万3千円に対し、  
決算では、5千194万3千300円の執行で、  
予算に比べ、300円の増となりました。

内訳として、

1項 企業債

予算 5千80万円に対し、  
決算では、同額の5千80万円。

6項 補償金は

予算 114万3千円に対し、  
決算では、114万3千300円の執行で、  
予算に比べ、300円の増。

支出

1款 資本的支出

予算 1億8千236万2千円に対し、

決算では、1億8千210万9千258円の執行で、  
25万2千742円の不用額となりました。

内訳として、

1項 建設改良費

予算 1億138万円に対し、

決算では、1億112万7千880円の執行で、  
25万2千120円の不用額となりました。

2項 企業債償還金

予算 8千98万2千円に対し、

決算では、8千98万1千378円の執行で、  
622円の不用額となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、

1億3千16万5千958円は、

当年度分 損益勘定留保資金1億761万2千830円、

当年度分 消費税及び地方消費税資本的収支調整額919万3千443円、

減債積立金600万円及び建設改良積立金735万9千685円

で補填するものであります。

たな卸資産の購入限度額1千700万6千円に対し、

執行額は1千695万5千950円で、

これに伴う仮払い消費税は154万1千450円であります。

12ページ

令和2年度 厚岸町水道事業損益計算書であります。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失が1千263万4千226円、

営業外収益から、営業外費用の差し引きが2千85万8千115円、

これから、営業損失を差し引いた経常利益が822万3千889円、

経常利益に、特別利益の95万8千455円を加えた、

918万2千344円が当年度純利益（黒字）となります。

当年度 未処分利益 剰余金は、

前年度 繰越利益 剰余金、3千4万1千565円に

その他未処分利益 剰余金 変動額1千335万9千685円を加えた  
5千258万3千594円となります。

## 13 ページ

令和2年度 厚岸町水道事業剰余金計算書であります。

剰余金のうち、資本 剰余金は、

出資金から、その他資本 剰余金までを合わせた

当年度末残高は、当年度変動額が生じなかったため、

前年度末残高と同額の2千454万9千641円となりました。

利益 剰余金は、

減債積立金と建設改良積立金、未処分利益 剰余金を合わせた

利益剰余金合計の前年度末残高が1億6千150万800円でしたが、

資本的収支不足額補填のため取り崩した

減債積立金600万円及び建設改良積立金735万9千685円を減じ、

その他 未処分利益 剰余金変動額として同額を加えた

1千335万9千685円を当年度変動額とするため、

(令和2)年度末残高は1億2千863万2千955円となりました。

### ○地方公営企業法

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3～4 省略

## 14 ページ

令和2年度 厚岸町水道事業剰余金処分計算書(案)であります。

当年度末 未処分利益 剰余金5千258万3千594円の処分について、

920万円を建設改良積立金に積立て、

減債積立金 及び 建設改良積立金を取り崩して

未処分利益 剰余金に振り替えた1千335万9千685円は、

自己資本金に組入れ、残余の3千2万3千909円を翌年度に繰越す

未処分利益 剰余金とするものであります。

この内容が、地方公営企業法第32条第2項に基づき、議会の議決が必要となる利益の処分になります。

#### 15 ページ

令和2年度 厚岸町水道事業貸借対照表であります。

##### 資産の部

令和3年3月31日現在の固定資産の合計が、19億282万3千916円、流動資産の合計が2億2千693万5千188円で、資産の合計が21億2千975万9千104円でございます。

#### 16 ページ

##### 負債の部

負債の合計は14億8千151万307円。

##### 資本の部

資本の合計は、6億4千824万8千797円。

負債と資本の合計は21億2千975万9千104円でございます。

#### 17 ページ～18 ページ

注記であります。

財務諸表を作成するにあたり、採用した会計処理の基準及び手続きを注記として記載しています。

- 1 重要な会計方針から、
  - 2 貸借対照表等関連
  - 3 リース契約により使用する固定資産まで、
- 記載のとおりであります。

#### 19 ページ

令和2年度 厚岸町水道事業キャッシュフロー計算書であります。

現金の収入・支出に関する情報を記載したキャッシュフロー計算書でございます。

内容は記載のとおりであります。

20ページ～22ページ

収益費用明細書であります。

別紙の認定第8号説明資料「令和2年度 厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜き）」により説明いたします。

認定第8号説明資料

令和2年度 厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜き）

収入

1款 水道事業収益は、2億7千330万9千650円で、前年度に比べ、553万5千645円、2.0%の減収となりました。

1項 営業収益は、2億3千205万8千63円で、前年度に比べ、1千846万3千183円、7.4%の減。

1目 給水収益は、2億3千147万4千63円で、前年度に比べ、7.4%の減。

業務用が2千76万5千384円の減となり、主な要因は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛などの影響により、公共施設等の利用が減少したことに加え、基幹産業である水産関連の低迷によるもの。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の一環として、厚岸町内の経済活動の自粛により深刻な影響を及ぼしている現状を鑑み、町内事業者を対象に事業の経済的負担軽減を図るため、業務用の適用を受ける事業者470件の5月使用分及び6月使用分の水道料金を免除したことに伴い、減収となりました。

2目 受託工事収益が、58万4千円で、前年度に比べ7.6%の減収。

2項 営業外収益は、4千29万3千132円で、前年度に比べ、42.3%の増。

1目 受取利息及び配当金が、3万6千177円で、前年度に比べ、13.6%の増。

2目 他会計補助金は、2千506万2千120円で、前年度に比べ、129.6%の増。

主に、1款 1目 給水収益の業務用水道料金免除に伴い新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金を受け、一般会計から補助金として財源補てん分の1千412万5千120円が増収となったものであります。(料金改定時に他会計との負担区分見直しによる職員給与費補助)

3目 長期前受金戻入は、1千452万722円で、前年度に比べ、16.4%の減。

償却資産に対する補助金等の減価償却見合分を収益化した額の減によるものであります。

5目 雑収益は、67万4千113円で、前年度に比べ、7千261.7%の増。

2件配水管等破損補償費の増によるものであります。

### 3項 特別利益

3目 その他特別利益は、95万8千455円の階増。

主には職員の人事異動による退職給付費引当金戻入益の増であります。

## 支出

1款 水道事業費用は、2億6千412万7千306円で、前年度に比べ、92万366円、0.3%の減となりました。

1項 営業費用は、2億4千469万2千289円で、前年度に比べ、98万2千530円、0.4%の増。

1目 原水及び浄水費では、6千747万1千437円で、前年度に比べ3.8%減。

各水道施設計画策定に伴う、委託料609万6千253円の減、老朽化する浄水施設の大きな修繕が例年以上に発生したことによる、修繕費338万1千500円の増などであります。

2目 配水及び給水費では、1千481万337円で、前年度に比べ、13.5%減。

主に、委託料が、漏水調査地区を湖南地区に限定したことによる委託料114万円の減。

修繕費が、老朽化した水道本管漏水修理32件と発生件数は、減少しないものの、前年度に比べ修繕費は106万200円の減であります。

4目 総係費では、4千27万6千963円で、前年度に比べ、26.4%増。

主に、委託料が、新規に策定した水道事業ビジョン策定委託料、検針収納委託料見直しに伴い1千22万4千41円の増のほか、

職員の移動による給与費の増減であります。

5目 減価償却費では、1億1千839万7千952円で、前年度に比べ、1.4%減。

主に、構築物で、372万2千659円の減、機械及び装置220万3千296円の増など、償却資産の減によるものでございます。

6目 資産減耗費では、373万5千600円で、前年度に比べ、16.1%減。

主にメーター器など機械及び装置が82万8千34円の減などであります。

2項 営業外費用は、1千943万5千17円で、前年度に比べ、190万2千896円、8.9%の減。

1目 支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減によるものであります。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は、918万2千344円となり、料金改定時の財政推計より若干下回るものの3月補正で見込んだ純利益額を上回る黒字となりました。

(推計より約230万円程度減)

決算書 23ページ

固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産明細書

(2) 無形固定資産明細書

ともに記載のとおりであります。

24ページ～25ページ

企業債明細書であります。

記載のとおりであります。

以上、令和2年度 厚岸町水道事業会計決算の内容であります。

認定第 9 号 令和 2 年度厚岸町病院事業会計決算

提案説明書



続きまして、認定第9号令和2年度厚岸町病院事業会計決算の内容について、決算書及び別に配布の説明資料でご説明いたします。

## 決算書1ページ

### 令和2年度厚岸町病院事業報告書

#### 1 概況 (1)総括事項

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、だれもが安心して生活できる地域社会を支える中核的な医療機関として、内科、外科、小児科の基本診療に加え、整形外科及び脳神経外科の定期診療と24時間の救急医療体制を維持するため、患者と共に進める患者目線の地域医療を推進しております。

病院運営の基本となる常勤医師による基本診療については、新たに1名の内科医師が加わり5名体制で診療を開始することができましたが、年度途中で2名の医師が退職し、令和3年1月からは3名体制での診療となりました。

専門外来診療については、消化器検査診療のほか、釧路赤十字病院による整形外科診療と釧路労災病院による脳神経外科診療の毎週1回の定期診療を維持することができました。

24時間の救急医療と常勤医師の減員に伴う診療への対応にあっては、医育大学や医療関係機関等からの医師派遣に加え、出張医師を確保し、診療体制の維持に努めました。

また、病院経営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、外来患者数では、受診控えやインフルエンザなどの感染症患者の減少などにより医業収益が大幅に減少となり、一般会計から例年を上回る繰入金をもってこれを補てんすることができず、特別減収対策企業債を発行し、不良債務を発生させないよう取り組みました。

今後も安定した病院運営を図るため医師をはじめとする医療従事者の充実に向けた一層の取組を進め、この地域で必要とされる医療の提供に努めてまいります。

次に、アは患者数、イは収益的収支、ウは資本的収支についてであります。

## 2ページ

(2)議会議決事項及び(3)行政官庁認可等事項は、それぞれ、記載のとおりであります。  
(4)職員に関する事項として、正職員数については、前年度末との比較において、9人増の73人、下段のカッコ書きは、前年度末までは、嘱託職員と臨時職員の計上、本年度末では臨時職員からの制度改正による会計年度任用職員のみ計上となっており、前年度末との比較において、10人減の25人となっております。主な増減理由は、嘱託職員制度の廃止に伴い正職員への採用等の増減となっております。

## 3ページ

2 工事 (1)資産取得の概況では、記載の5件について、総額、3,412万2千

円であります。

(2)建設改良工事の概況では、病棟等外調機改修に伴う実施設計業務委託と改修工事費で、総額、2,425万5千円であります。

3 業務 (1)業務量 アの患者数として、入院患者数では、本年度、延べ10,994人、1日平均30.1人で、前年度に比較して、802人、7.9%、1日平均2.3人の増であります。外来患者数では、本年度、延べ35,302人、1日平均145.3人で、前年度に比較して、5,512人、13.5%、1日平均23.4人の減であります。

次に、イ 病床利用状況として、病床利用率は、本年度54.8%、前年度に比較して、4.2%の増であります。

続いて、4ページから5ページは、事業収入と事業費用に関する事項で、上段括弧書きは消費税込み、下段は消費税抜きとなっております。

6ページ

4 会計 (1)企業債の概況について、(2)一時借入金の概況について、(3)議会の議決を経なければ流用することのできない経費の概況は、それぞれ、記載のとおりであります。

以上が、事業報告書であります。

7ページから8ページまでは、令和2年度厚岸町病院事業決算報告書であります。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について、

1 款 病院事業収益では、予算 11億7,755万9千円に対し、

決算では、12億928万8,578円となり、

予算に比べ、3,172万9,578円の増となりました。

内訳として、1 項 医業収益では、予算 6億8,886万7千円に対し、

決算では、7億2,047万3,946円となり、

予算に比べ、3,160万6,946円の増、

2 項 医業外収益では、予算 4億8,202万7千円に対し、

決算では、4億8,215万332円となり、

予算に比べ、12万3,332円の増、

3 項 特別利益では、予算 666万5千円に対し、

決算では、666万4,300円となり、

予算に比べ、700円の減となりました。

次に、支出であります。

1 款 病院事業費用では、予算 12億2,640万6千円に対し、  
決算では、12億1,215万8,547円の執行で、  
1,424万7,453円の不用額となりました。

内訳として、1項 医業費用では、予算 11億6,500万8千円に対し、  
決算では、11億5,598万3,115円の執行で、  
902万4,885円の不用額

2項 医業外費用では、予算 5,443万3千円に対し、  
決算では、4,951万1,132円の執行で、  
492万1,868円の不用額

3項 予備費では、予算30万円に対し、執行がなく、全額、不用額

4項 特別損失では、予算 666万5千円に対し、  
決算では、666万4,300円の執行で、  
700円の不用額であります。

次に、8ページ、資本的収入及び支出のうち、はじめに、収入について、

1 款 資本的収入では、予算 1億9,205万1千円に対し、  
決算では、1億9,205万 884円となり、  
予算に比べ、116円の減となりました。

内訳として、1項 企業債では、予算 1,300万円に対し、  
決算では、同額の、1,300万円

2項 補助金では、予算 1億7,905万1千円に対し、  
決算では、1億7,905万 884円となり、  
予算に比べ、116円の減となりました。

次に、支出であります。

1 款 資本的支出では、予算 1億9,205万1千円に対し、  
決算では、1億9,205万 884円で、116円の不用額となりました。  
内訳として、1項 建設改良費では、予算 5,837万7千円に対し、  
決算では、同額の5,837万7千円、

2項 企業債償還金では、予算 1億3,367万4千円に対し、  
決算では、1億3,367万3,884円で、116円の不用額であります。

次に、(3)たな卸資産購入限度額では、予定限度額 1億7,093万円に対し、執行額は、1億2,765万5,207円となり、これに伴う仮払消費税は、1,157

万2, 796円であります。

9ページは、損益計算書であります。下から3行目、収益から費用を差し引いた結果、当年度純損失として、760万5,069円の赤字計上となったところです。これにより、10ページ、上段の表、欠損金計算書であります。欠損金欄の当年度変動額として、760万5,069円が追加となり、当年度末残高は、当年度未処理欠損金として、6億4,314万9,631円となったものであります。また、下段の表は、欠損金処理計算書で、上段の表、欠損金計算書の結果を踏まえ、繰越欠損金を、6億4,314万9,631円とするものです。

11ページから13ページは、貸借対照表及び注記、  
14ページは、キャッシュフロー計算書です。

15ページから17ページの、収益、費用明細書につきましては、別に配布しております説明資料でご説明いたします。認定第9号説明資料 令和2年度厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜）をご覧ください。

はじめに、収入であります。

1款 1項 1目 入院収益 本年度決算額 2億4,422万3,951円  
前年度との比較では、778万3,294円、3.3%の増  
主に、入院患者数の増によるものであります。

2目 外来収益 2億8,811万 383円  
前年度との比較では、5,162万3,312円、15.2%の減  
主に、外来患者数について、人口減のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による病院受診控えやインフルエンザなどの感染症患者の減少による外来患者数の減であります。

3目 その他医業収益 6,772万2,137円  
前年度との比較では、140万5,518円、2.1%の増  
主に、リンパ浮腫外来の新設分が皆増のほか、訪問リハビリ及び通所リハビリについて、実施人員及び回数の増による増であります。

4目 負担金 1億1,524万4千円  
前年度との比較では、2,751万2千円、19.3%の減、内訳として、  
一般会計負担金 2,806万8千円の減  
厚岸郡救急医療確保負担金 55万6千円の増であります。

2項 医業外収益のうち、主な増減として、

5目 他会計補助金 8,747万1千円  
前年度との比較では、2,996万9千円、52.1%の増

6目 他会計負担金 2億8,557万4,116円  
前年度との比較では、3,011万1,116円、11.8%の増

それぞれ一般会計からの繰入金で、主に、医業収益の減収分の補てんによる増であります。

9目 道補助金 745万3千円 及び  
3項 特別利益 1目 その他特別利益 666万4,300円は、  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であります。

これにより、表の一番上の欄、病院事業収益全体では、12億 369万8,901円、前年度との比較では、243万9,390円、0.2%の増であります。

次に、支出であります。主な増減として、

1款 1項 1目 給与費 7億4,189万8,684円  
前年度との比較では、656万6,464円、0.9%の増  
主に、嘱託職員制度廃止に伴い正職員への採用等による職員人件費の増であります。

2目 材料費 1億1,092万8,118円  
前年度との比較では、102万7,999円、0.9%の減  
主に、患者減に伴う薬品費の減であります。

3目 経費 2億2,323万 550円  
前年度との比較では、2,104万2,061円、10.4%の増  
主に、病院総合管理システム更新による使用料の増のほか、  
新型コロナウイルス感染症対策用備品及び消耗品費が増となっております。

次に、2項 医業外費用では、主な増減として、

1目 支払利息及び企業債取扱諸費 2,732万 928円  
前年度との比較では、460万9,373円、14.4%の減  
主に、企業債利息の減であります。

2目 医療技術員確保対策費 567万8,458円  
前年度との比較では、172万7,364円、43.7%の増  
主に、看護師派遣負担金の増であります。

4項 特別損失 1目 その他特別損失 666万4,300円は、

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金であります。

これにより、病院事業費用全体では、12億1,130万3,970円、前年度との比較では、2,804万8,316円、2.4%の増となり、この結果、当年度純利益としては、マイナスとなり、760万5,069円の赤字決算となりました。

なお、不良債務につきましては、その算出方法として、貸借対照表の「流動負債合計」から「企業債」を控除した額から「流動資産合計」を差し引いた額で算出され、その結果、マイナス4,828万2,569円となり、「流動資産」が「流動負債」を上回ったため不良債務の計上はなし、ということになります。

決算書にお戻りください。

18ページは、固定資産明細書、19ページは、企業債明細書で、それぞれ、記載のとおりであります。

以上、令和2年度厚岸町病院事業会計決算の内容であります。